

いまだに解決することのない水俣病事件
その「責任」と「償い」は？
～失敗の経験を将来に活かす～

熊本学園大学社会福祉学部・福祉環境学科教授
水俣学現地研究センター長
宮北隆志

話の進め方

➤ 自己紹介

➤ 水俣病事件における「責任」と「償い」

➤ 「失敗の経験」を将来に活かす

➤ まとめ

地域固有のローカルな問題に多様なメンバーで向き合う
水俣病事件60年の「責任」と「償い」

資料：チツソという会社の歴史

久我メモ

自己紹介

大阪生まれ、熊本大学医学部から声がかかりで熊本に来て39年目（〇〇部長からの「〇〇病のことは研究しない」という条件付きで採用、1977年*）

現在：熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科の教員
主な担当科目「生活環境論」、「地域づくりとバリアフリー」
水俣学現地研究センター長を兼任

+NPO法人環境ネットワークくまもと 代表理事

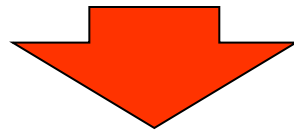
ビジョン：「持続可能な農的暮らしと健康な地域社会の実現」

「グリーンコンシューマー運動」（1995年～）、「環境首都コンテスト」（2001年～）「持続可能な熊本への提案」（2002年～）、「市民共同発電所事業」（2003年～）

（御船の緒方意一郎さんの野菜、水俣の吉井さんのアイガモオーナー、宮崎県諸塚村大豆応援倶楽部の会員など）

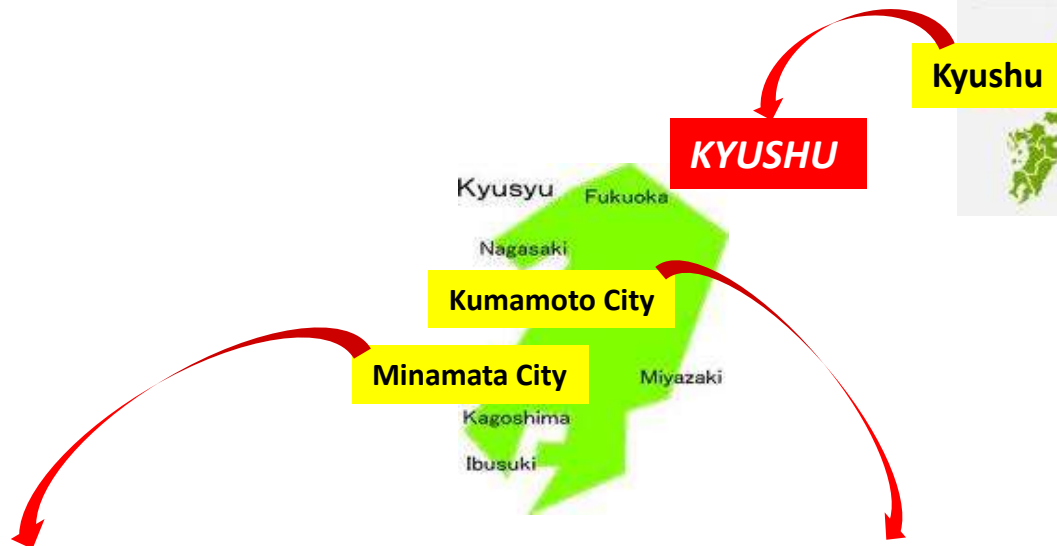
水俣学とは

- ✓ 「失敗の経験」を将来に活かす学問です
- ✓ 豊富な真実のある現場に根ざした学問です
- ✓ 専門の枠組みを超えた学際的な学問です
- ✓ 「素人」と「専門家」の枠組みを越え、
すべての生活者に開かれた学問です



- ✓ 全ての成果を地元に戻元し、世界に発信する学問です → [水俣学アーカイブス](#)
- ✓ 一人ひとりの生き方と、現在の社会・経済システムのあり方を問い直す学問です

本学（熊本市）と水俣現地のセンター



水俣学現地研究センター（水俣市）

90 km
(25min. by train)



水俣学研究センター
(熊本学園大学14号館3階)⁵

袋湾

水俣湾
埋立地

恋路島

梅戸港

百間排水口

チッソ
水俣工場

水俣駅

八幡残渣
プール

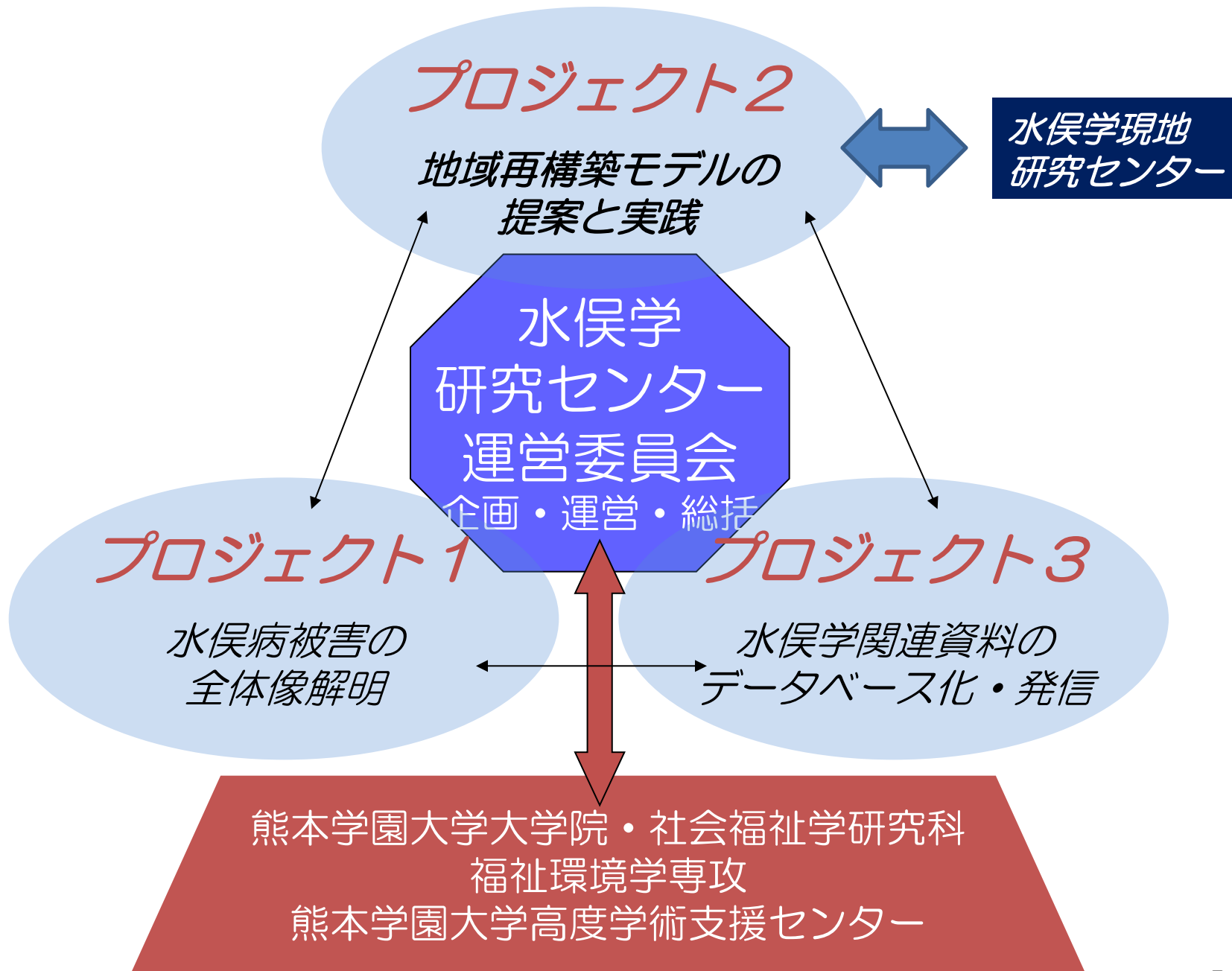
国道3号線

水俣川

水俣学現地
研究センター

航空写真-2007





水俣学研究プロジェクト 第2班

失敗の経験を将来にどう活かすか？

熊大医学部に在籍中、1995年（太田知事の時代）以降、沖縄の米軍基地問題に関わり、2003年に学園大に赴任、水俣学の立ち上げに合流し、水俣病事件にあらためて向き合う中で、2011年3月11日の福島第一原発事故を経験し、また、同時に、国内外の環境被害（公害被害/健康被害）と直面する現場に足を運ぶ中で、今あらためて強く感じること

➤ 「国」と「地方」との非対称な関係とは？

（国策に翻弄される地域）

⇒ 「差別と犠牲のシステム」、「見下し/植民地化」

➤ 地域の資源（森・里山・海・太陽光・風）は誰のものか？

「公害のあるところに差別が生まれるのではなく、差別のあるところに公害が起きる」（原田正純）

→ 「自然に寄り添うようにして生きてきた人々が、最初に、しかも、最も深刻な犠牲を引き受け生活している。」

- 水俣病事件60年の歴史とは？
- その歴史の中で「国」・「(地元)熊本県」が果たしてきた役割とは？(犯してきた過ちは？)
- また、同時に、私たち一人ひとりの生き方、人間の尊厳を蔑ろにする現在の社会・経済システムのあり方を問い直す作業を通じて、私たちの将来(未来)を構想する必要がある。

水俣病事件における 「責任」と「償い」

「被害」と「加害」

今、あらためて「責任」を問うことの意味

- 「特措法」⁽²⁰⁰⁹⁾に基づく救済策と地域振興策
- 被害者への補償/賠償
- 健康被害の全体像の把握
- 「環境首都みなまた」創造事業
→ チッソへの「配慮/遠慮」
- 「汚染サイト」の評価・管理・修復 ← 水銀条約⁽²⁰¹³⁾
- 失敗の経験を活かした、内発的な地域の再構築

責任：司法の判断

➤ 1973年 第一次訴訟の原告勝訴（民事）

1969年提訴 原告29世帯112人

➤ 1988年 チッソ元社長・元工場長有罪判決（刑事）

1975年書類送検

➤ 2004年 国・熊本県の責任を認める関西訴訟

最高裁判決 ←公式確認から48年

1980年提訴（三次訴訟）

➤ 2013年 溝口訴訟最高裁判決

2001年提訴

←申請から棄却まで21年の放置を断罪

川本裁判(1972)、第二次訴訟(1973)、謀圧裁判(1975)、名誉毀損訴訟(1976)、待たせ賃訴訟(1978)、、、、水俣病食中毒調査義務付け訴訟(2014)

水俣病の三つの責任

- 発生させた責任
- 被害を拡大させた責任
- 救済を怠った責任

原田正純「水俣病は終わっていない」岩波書店（1985年）

↔ 「水俣病患者は三度殺された」 浜本二徳（48歳）
「水俣病という傷害殺人事件の主犯格は国。チツソは実行犯」 馬場 昇（2010年）

「水俣病にたいする企業の責任 - チツソの不法行為」

水俣病研究会 (1970)

- 第Ⅰ部 水俣病の恐るべき実態
- 第Ⅱ部 水俣病発生との因果関係
- 第Ⅲ部 水俣病におけるチツソの過失
 - 第7章 チツソの企業体質
 - 第8章 チツソは危険防止のための研究・調査を怠った
 - 第9章 チツソは危険の発生を予見すべきであった
 - 第10章 チツソは危険防止の措置をとらなかった
- 第Ⅳ部 加害者チツソの行動様式
 - 第11章 チツソは原因究明を怠り研究を妨害した



水俣病の公式確認から60年、 いまだに解決することのない水俣病事件

その「責任」は、誰に？

A. チッソ(株)

B. 水俣市

C. 熊本県

D. 国

E. その他

1906年 曾木電気(株)
1907年 日本カーバイト商会
1908年 日本窒素肥料(株)
1950年 新日本窒素肥料(株)
1965年 チッソ(株)
2011年 JNC(株)

2015年度:熊本県済済聳高校、兵庫県甲南女子高校、茨城県茗溪学園中学校高等学校、韓国忠清南道・公州大師範付属校高校ほか6校、台湾国立中正大学、熊本学園大学

責任

1. 立場上当然負わなければならない任務や義務。

「引率者としての―がある」「―を果たす」

→ Responsibility

2. 自分のした事の結果について責めを負うこと。

特に、失敗や損失による責めを負うこと。

「事故の―をとる」「―転嫁」

→ Accountability

3. 法律上の不利益または制裁を負わされること。

特に、違法な行為をした者が法律上の制裁を受ける負担。主要なものに民事責任と刑事責任とがある。

立場上負わねばならない「責任」

- 原因企業チッソの工場長、付属病院長、労働組合
- 地元自治体（熊本県/水俣市）の長、担当者
- 地元/地元以外の教育/研究機関、医療機関
- 地元メディア（新聞、テレビ）
- 地元住民
-
-

「地元自治体」の対応

橋本彦七・初代水俣市長

1949年 水俣町、市制施行

1950年 第1回市長選挙

中西孝磨 市長

橋本彦七 市長

橋本彦七 初代水俣市長

- 1931年 アセトアルデヒドから酢酸に至る一連の合成方法を発明（特許原簿に登録）
- 1932年 アセトアルデヒド製造工程の操業開始
→この工程から排出される廃水は、ほとんど無処理のまま工場内部の溝を通して百間湾に放出
- 1938年 41歳で工場長に
- 1950年、54年、58年、62年、66年と合計5回市長に立候補し、うち58年以外はすべて当選

「沈黙と爆発」後藤孝典（1995年）

「奇病発生源についての一考察」*

1957（昭和32年）年4月8日 水俣市長 橋本彦七

1. 奇病の発生状況は（要約）

奇病患者は、昭和28年の初発以降、現在まで54名。

ふと思い当たったこと、それは、**昭和28年**と言え**ば九州地方を襲った大風水害**。水俣市は急傾斜地が多いので、農耕地の大量の表土が狭い湾内に流出、沈積。

近年、かんきつ栽培に**有毒な農薬や、特効肥料**が使用されているので、それらが**多量に流出した**ことはうなずける。

2. …今まで、**会社の排水を伴う、百間港端の排水に焦点を合わせがち**であったが、三年が浦その他の排水系統の水質、土質の調査、**農作、かんきつ栽培に使用した農薬、肥料、土質など**についても調査研究する**必要**がありはしないかと思うのである。

追記 猫は別として、人間については、**特殊な虚弱体質の人々をアタックし、ほとんど出つくし、今年**は新患者の発生を見ないではないか。あっても軽症ではなかろうか。願わくば、**新患者発生**の皆無ならんことを祈ってやまない。

* 厚生省などに意見書として提出された。

水俣湾の漁獲を禁止

ちかく知事告示

生きてゆけぬ七十戸

水俣湾の漁獲を禁止し、
 十分な補償を、
 与へてやる。

水俣湾の漁獲を禁止し、
 十分な補償を、
 与へてやる。

水俣湾の漁獲を禁止し、
 十分な補償を、
 与へてやる。

「魚類の販売禁止措置について」

1957（昭和32年）年8月14日* 市長

厚生省 山口公衆衛生局長宛（一部要約）

…… 水俣奇病のことにつきましては、かねて種々ご配慮を相煩し、その原因も各方面のご努力により癒々決定の段階に至りましたことはまことに有難く厚く御礼申し上げます。

つきましては、**県において近く食品衛生法により魚類の販売を禁止することになりましたが**、これは結果的に漁獲禁止を意味するものであり、必然的に補償の問題と関連する重大な問題であります。新聞発表前に何らの打ち合わせもいただかなかったことは、真に遺憾に存する次第であります。希くは今後漁民福祉のため最善の措置を講ぜられることを念願してやまない次第であります。なおご参考まで別紙新聞（切抜）**を御送付申し上げます。

* 起案日

** 「水俣湾の漁獲禁止/ちかく知事告示/生きられぬ漁民七十戸」熊本日日新聞、昭和32年8月13日

「地元住民」の対応

水俣工場

廃水停止は困る

市民の生活に響く

各種団体が知事に陳情

『新日曜新聞』の突如即時ストップは水俣市民全体の死傷問題だ」と水俣市の中村市長、湖上眞兵、金子西吉、藤所会頭、江口本俣地区労働会長ら二十八団体の代表約五十人は、漁民を除いた、オムル本俣の形で七日熊本県に寺本知事を訪れ、陳情、廃水の即時停止を要請している。不知火海水俣防汚対策委員会と対立する利害関係もあることを示した。



廃水停止問題で知事に陳情する水俣市各種団体(県庁会議室にて)

の話をした。しかし水俣市が新日曜水俣週刊に大きく依存している。即時停止は工場の一時間と同様だ」と知事に過激方を訴えたもの。

余方の半分の事業に依存し、また工場が一時のしりも事業を中止すれば、五十市民は向らかの形でその影響をばかす。

不知火の指定海域

寺本知事 記者会見 経企庁に要請する

寺本知事は水俣市からの陳情を受けたものと記者会見し、水俣保法にもとづいて経済省が不知火海を指定海域とする。同日午後、水俣保法で指定海域を関係産業に通告が生じた場合は、経済企画庁長官が水俣を指定し、その水俣の水俣保法を決定することになった。しかし不知火海関係の政令がまだなく、水俣も指

定されていないので、同様に指定方針を要請する。指定がなければ指定海域をつくる必要があらう。

六日の県議会環境委員会の決定にもとづいて、七日日曜市長から新日曜水俣週刊に如熱港に知事をおっせんと立てるよう要請書を出した。しかし双方が関係を緩和し、全体の空気がはげればはるま

た。陳情団体のあと、県漁連に対し「一日の漁民の努力行為を損傷するから」と、市民の立場を伝えた。

一時間の職場 大会ひらく

全専売三支部

全専売熊本地方部連下の熊本地方局、熊本支店、大分県日杵工場、三支部(千石)は七日臨時時が二時間勤務時間について職場大会をひらいた。これは臨時される山口県防府製糖工場の従業員六十人の配属転換、仲裁委員の完全実施、処分撤回を要求してひらかれたもので、この影響で熊本工場で起きた約七十万本、日杵工場で起きた約二百五十万本が減産になったものとみられる。

「オール水俣」

1959年11月2日

不知火海漁民騒動：漁民の抗議行動がチッソ水俣工場との間で多数の負傷者，逮捕者を出す衝突事件にまで発展

→ 1959年11月5日

「県議会水俣病対策特別委員会では，県漁連などの要望もあり，廃水即時停止のための条例制定の話まで出た」
(熊日 1959年11月8日)

→ 1959年11月7日

水俣市長、市議会議長、商工会議所会頭、水俣地区労会長ら28団体の代表約50人が、漁民を除いた“オール水俣”の形で熊本県庁に寺元知事を訪ねて陳情

「廃水即時停止は工場 の一時閉鎖と同じだ」と知事に善処方を訴えた。
(熊日 1959年11月8日)

「水保護郷連盟」の張り紙



1960年頃（提供：新日窒労組）

- ・汚染海水の被害を過大宣伝脅迫する暴力から日窒を守ろう！
- ・現行法では操業停止ができないので、ある政党ボスどもは、国会の特別立法や県条例をでっち上げようとしている
- ・そうなれば我々五万水俣市民はメシの食い上げになる
- ・五万市民総結束の実力で日窒に懸かる外部圧力の一切を蹴飛ばそう



チッソ水俣工場前掲(1962年11月13日撮影)

出典:熊本学園大学水俣学研究センター 新日本窒素労働組合旧蔵資料

新日窒労組による「恥宣言」

何もしてこなかつたことを恥とし
水俣病と闘う！

大会決議

水俣病は何十人の人間を殺し何十人の人間を生きながらの不具者にし、何十人のみどり児を生れながらの片輪にした。水俣病の原因がチッソの工場排水にあることは、当時からいわれており、今日では市民はもろろん、日本中の常識になっている。

その水俣病に対して私たちは何を斗ってきたか？ 私たちは何も斗い得なかった。

安賃斗争から今日まで六年有余、私たちは労働者に対する会社の攻撃には不屈の闘いをくんできた。

その経験は、斗いとは企業内だけで成立しないこと、全国の労働者と共にあり、市民と共にあること、同時に闘いとは自らの肩で支えるものであることを教えた。

その私たちがなぜ水俣病と斗いえなかったのか？ 斗いと

は何かを身体を知った私たちが、今まで水俣病と斗い得なかったことは、正に人間として、労働者として恥しいことであり、心から反省しなければならぬ。

会社の労働者に対する仕うちは、水俣病に対する仕うちそのものであり、水俣病に対する斗いは同時に私たちの斗いなのである。

会社は今日に至ってもなお水俣病の原因が工場排水にあることを認めず、また一切の資料を隠している。私たちは会社に水俣病の責任を認めさせるため全力をあげ、また、今日なお苦しみのどん底にある水俣病の被害者の人たちを支援し、水俣病と闘うことを決議する。

昭和四三年八月三〇日

合化労連 新日窒労組

第三一〇定期大会

資料 7

組合大会で「恥宣言」

「地元メディア」の対応

水俣病事件：差別と犠牲のシステム①



「ネコ実験」：水俣湾の貝や魚をネコに与えて水俣病が発症するかどうかを調べる実験。
最初に確認したのは伊藤蓮雄・水俣保健所長

「猫てんかん」記事（1954年）、「ネコ実験」（1957年）から、公害認定（1968年）へ

地元マスコミの対応

「『公式発見』より2年前の1954年、実は熊本日日新聞で水俣市の茂都地区で奇病の発生を報じられていたことが明らかにされた。ただしその記事は『猫てんかんで全滅』『ねずみの激増に悲鳴』という見出しで、住民の話がまるで出てこない。この地区の住民が市の衛生課にねずみの激増対策を申し出たという内容で、記者が取材に行って、この地区で一体何が起きているのか、調べた形跡がまるでない。『取材記者には事件に対する想像力がなかった。なぜ住民のことが気にならなかったのか。現場に行けばまた違った光景が見られたはずだ』」

熊本日日新聞・高峰武編集局長（当時）

日本マス・コミュニケーション学会「水俣病報道シンポジウム」についての
高井潔司氏の報告（2007）

日本の素顔「奇病のかげに」 (昭和36年11月放送)



初期の兆候：1920年代の漁場汚染紛争①

漁場汚染紛争の始まり：1926年、日本窒素肥料株式会社水俣工場において、カザレー式アンモニア合成の新工場が完成し合成硫安が生産されるようになって、その廃水を水俣湾の最深部に流したため*1

→水俣町漁業組合：「流出する排水貯蔵残渣及び埋立地等が、水俣町沿岸における漁獲上に及ぼす影響については、当組合より数年来、時々、貴社水俣工場に対し相当の補償を申出・・・」（1926年4月30日証書）*2

*1 「水俣病事件資料集 上巻」 p14, 水俣病研究会編（1996年）

*2 同 p17

初期の兆候：1920年代の漁場汚染紛争②

大正12年（1923年）頃：水俣町漁業組合、日本窒素肥料株式会社・水俣工場に対し排水による漁業被害の補償を要求

大正14年（1925年）10月12日：水俣町漁業組合、チツソに対し漁業補償を要求

大正15年（1926年）4月30日：漁業組合は、補償要求を取り下げ、永久に苦情を申し立てないということまで約束し、チツソから見舞金1,500円を受け取る

アセトアルデヒドの製造開始（1932年） 以降の工場排水による汚染①

「契約書」 昭和18年（1943年）1月10日

甲：日本窒素肥料株式会社

乙：水俣町漁業協同組合

第1条：甲は、その経営に係る工場より生ずる汚
悪水及び諸残渣並びに塵埃などを、乙の所有漁業
権の存在する海面に廃棄放流することにより、乙
が所有する漁業権を放棄することに対し15万
2500円を支払う

「水俣病事件資料集 上巻」 p54, 水俣病研究会編（1996年）

アセトアルデヒドの製造開始（1932年） 以降の工場排水による汚染②

第2条：乙の漁場において将来永久にその損害補償を主張せざるはもちろん、水俣工場が平時戦時を問わず、国家の存立上最も緊要なる地位にあること、並びに、水俣町の繁栄のために重要性あることを認識し、その経営に支障を及ぼさざる様、協力すべきものとする。ただし、甲は水俣工場より産出するカーバイト残渣は、将来、旧水俣川流域方面に廃棄放流するものとする。

第5条：本契約の各条項は、将来水俣町漁業協同組合の権利を継承すべき者が生じた場合には、右組合においてその履行の責に任ずる者とする

「国・行政」の対応

水俣病事件：差別と犠牲のシステム②



百間港に堆積するヘドロ



本州製紙江戸川工場と
浦安漁民騒動（1958年6月）

食品衛生法の不適用と
垂れ流しの黙認
(1957年~1968年)



操業の一部停止措置と
水質2法の制定
(1958年12月)

→ 水俣病食中毒調査義務付け訴訟（2014年5月）

熊本県水俣湾産魚介類を多量摂取 することによって起こる食中毒について

昭和34年10月

熊本県

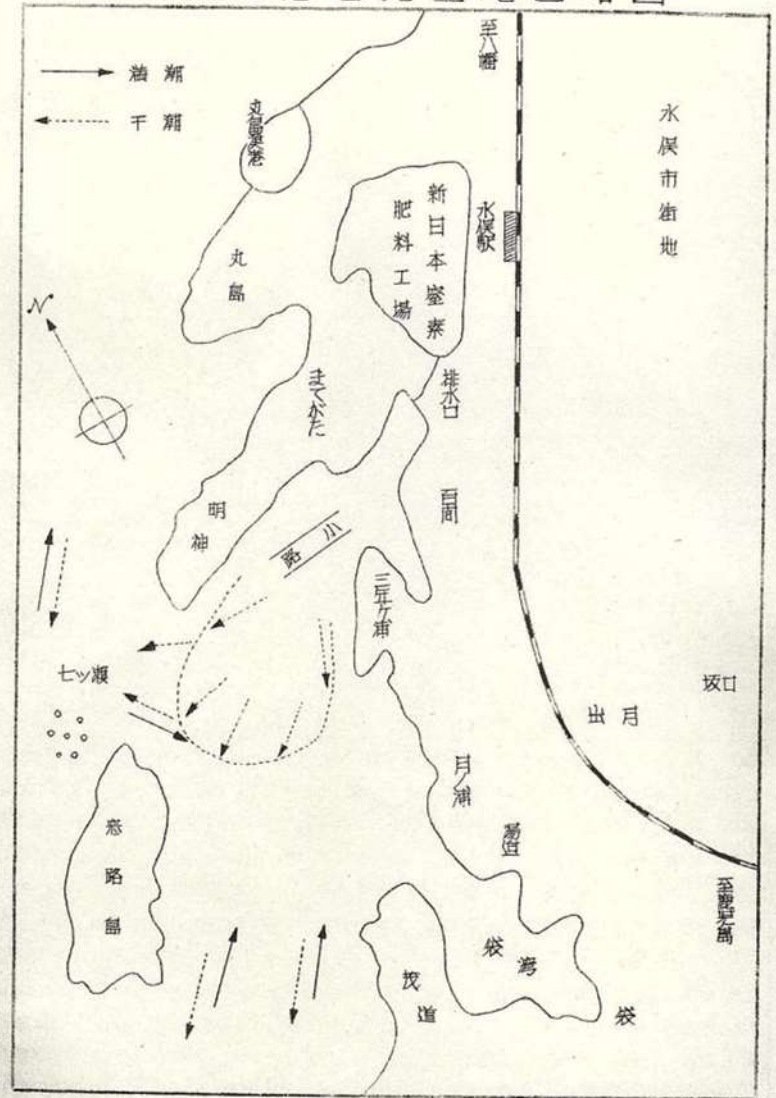
秘

熊本県水俣湾産魚介類を多量攝取
することによつて起る食中毒について

昭和34年10月

熊 本 県

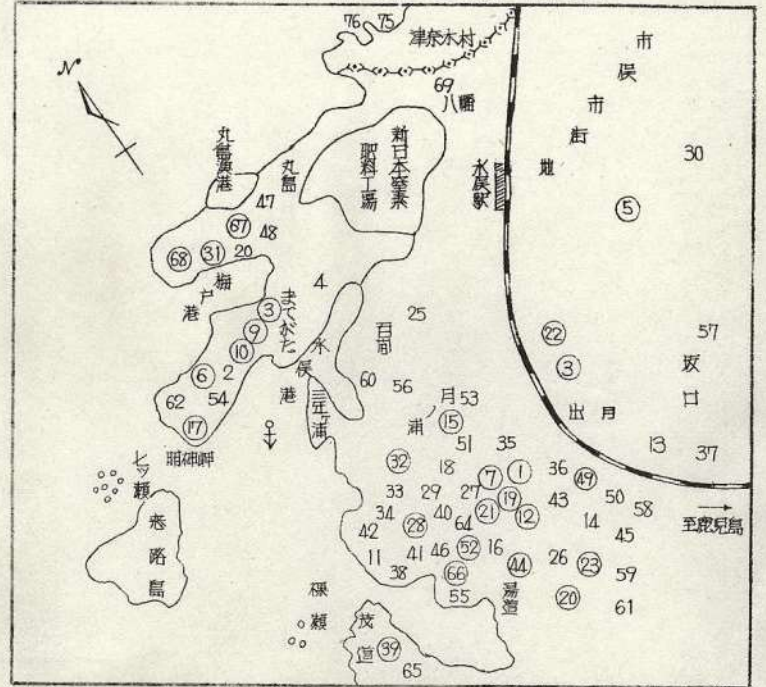
水俣病患者発生地区略図



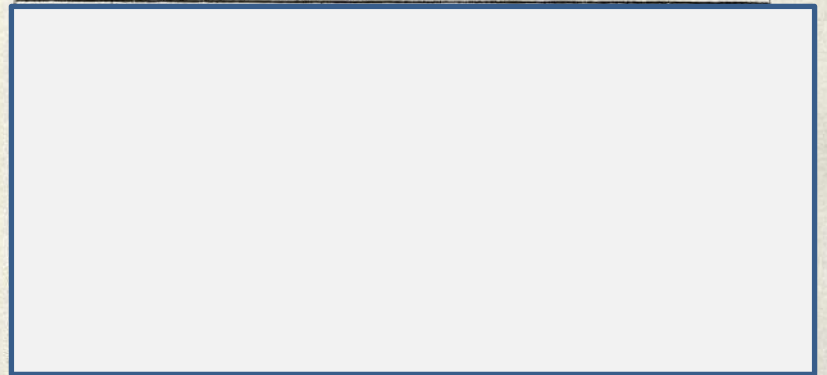
患者発生状況並びに水俣港附近で穫れる魚種



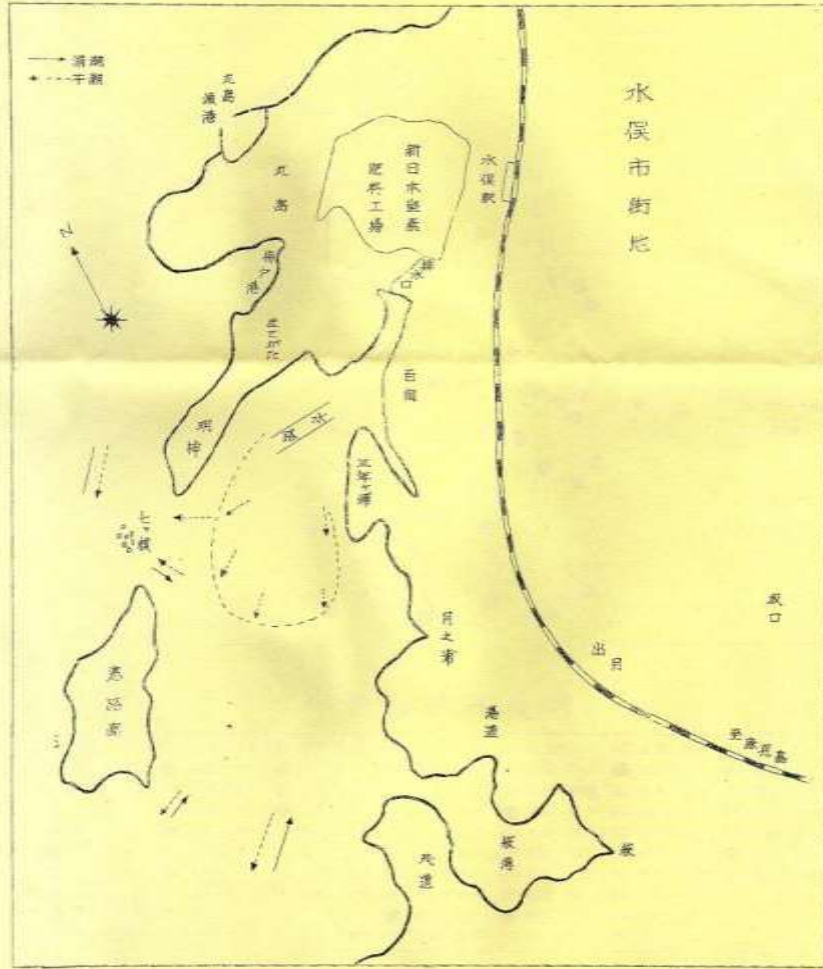
水俣病患者発生分布図



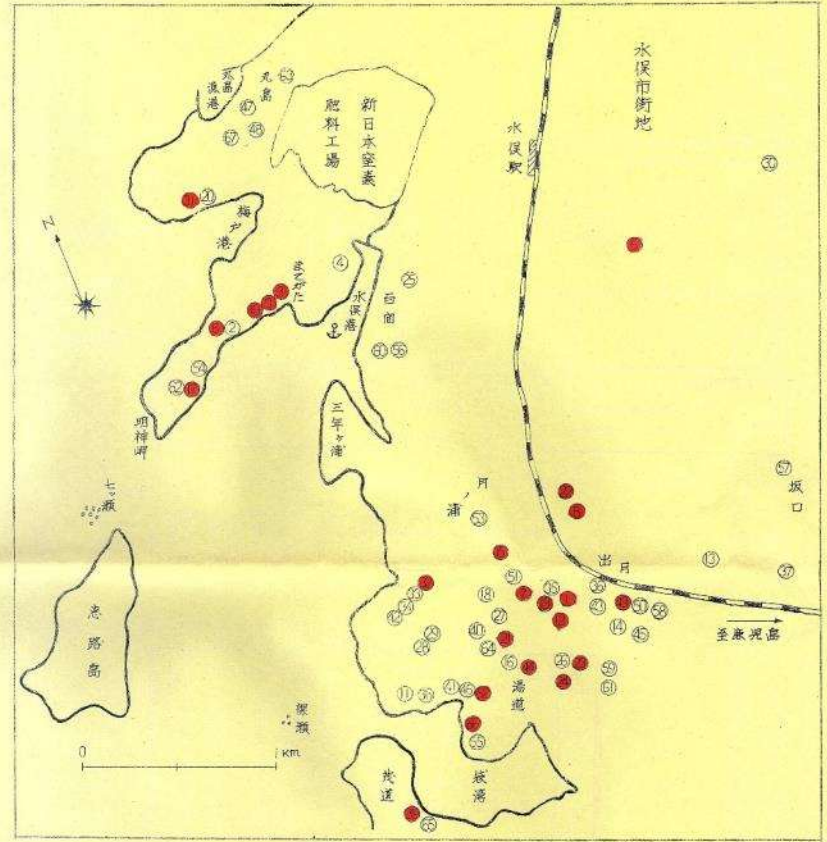
水俣病患者氏名



水俣病患者発生地区略図



水俣病患者発生分布図



水俣病患者氏名

(1) 瀧口トヨ子	(11) 崎田タカ子	(21) 坂本キヨ子	(31) 山下十太郎	(41) 松永久美子	(51) 石原 和平	(61) 渡辺 榮一
(2) 金子 親雄	(12) 川上平代吉	(22) 山川 千秋	(32) 江郷下和子	(42) 江郷下美一	(52) 坂本マユミ	(62) 大矢 安太
(3) 中岡 義明	(13) 荒木 聖次	(23) 岩坂 聖次	(33) 一 笑	(43) 田上 義春	(53) 坂本マヌフ	(63) 門宮 哲雄
(4) 津川 義光	(14) 中津 芳夫	(24) 岩坂増太郎	(34) マス	(44) 松田 文子	(54) 前田恵美子	(64) 中村 秀義
(5) 柳道 直喜	(15) 浜下 勲吉	(25) 長島辰次郎	(35) 池嶋 栄子	(45) 中津 美芳	(55) 岩本 昭則	(65) 生駒 秀夫
(6) 金子 近	(16) 松田 常次	(26) 岩坂 一行	(36) 井上アサノ	(46) 松永 清子	(56) 竹下 森枝	(66) 浜田 忠市
(7) 三宅トキエ	(17) 大矢 二芳	(27) 松本フサエ	(37) 川上タマノ	(47) 丸日 修	(57) 前島 武義	(67) 尾上ナツエ
(8) 山川 一清	(18) 米屋 久雄	(28) 田中 静子	(38) 吉永タカエ	(48) 前島 留次	(58) 坂本 マツ	
(9) 塩平 静子	(19) 武田ヘイノ	(29) 一 実子	(39) 湖上 洋子	(49) 坂本 惣八	(59) 渡辺 松代	
(10) 藤行 憲行	(20) 出上 勝喜	(30) 中間 輝子	(40) 山本 節子	(50) 一 二徳	(60) 尾上 光雄	

国・行政の対応

- 1949年 公害防止条例の制定（東京都）

本州製紙江戸川工場事件において、廃水停止の行政措置を行う際の根拠法に

- ⇒ 1958年12月 水質2法（国）

「公共用水域の水質保全に関する法律」

「工場排水等の規制に関する法律」

「東京では本州製紙一工場がつぶれても都の税収にはたいして影響はない。水俣市は市税収入57%強、1億9000万円を新日窒水俣工場の固定資産税と従業員が市民税に依存している。工場従業員3600人は同市漁協組合員の12倍に相当（後略）」 西日本新聞 1959年12月17日

島谷昌幸（2007）「不知火海漁業紛争の中の『社会不安』言説」

熊本県の対応

水俣病事件：差別と犠牲のシステム④

・昭和 35 (1960) 年11 月から3 年にわたり、**熊本県衛生研究所**の松島義一 (担当責任者) らは、不知火海全域を対象に毛髪水銀調査を実施した。3 年間で2,726 件調査した。

御所浦町在住の女性 (84歳) : 920ppm >> 50ppm

・この結果をもとに熊本大学第一内科教室が御所浦地区の住民に調査票を送って症状の調査を行ったが、検診までは行われなかった。

厚生省/保健所から環境庁 (1971年)、そして環境省 (2001年) (環境保健部特殊疾病対策室) の業務へ



本人申請主義

1951年から1952年頃の百間港付近の汚染

「復命書」 昭和27年8月30日

職・氏名 熊本県水産課水産係長・三好 礼治

出張期間 昭和27年8月27日

出張地 水俣市

事件の概要 新日本窒素肥料株式会社・廃水調査
(水俣市漁協長よりの要望あつての調査)

1. 過去の漁業補償事例

2. その後の事情

1) 百間港の浚渫工事

2) 漁業組合への融資

3. 漁業への影響

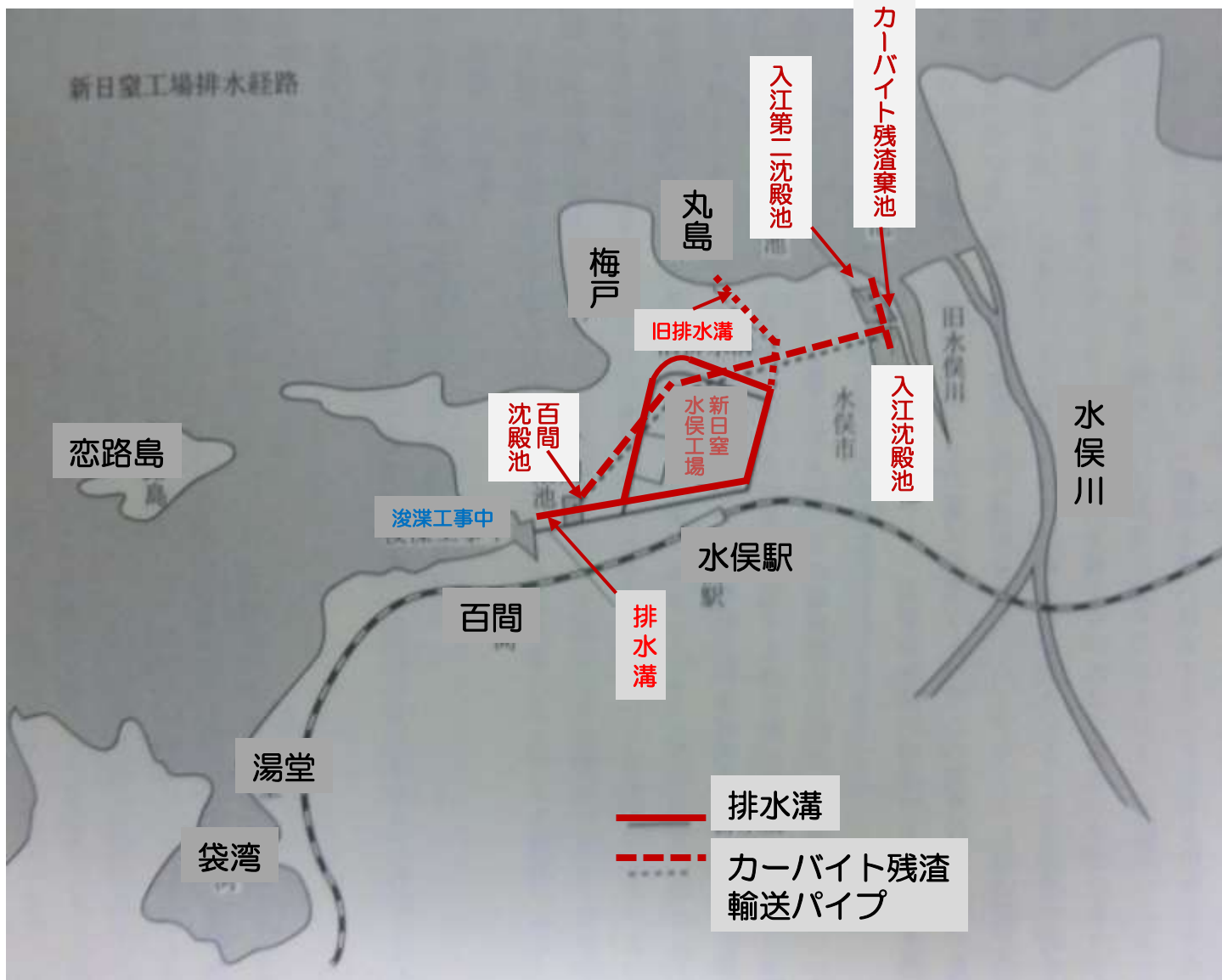
4. 考察

1) 排水に対して必要によっては分析し成分を明確にしておくことが望ましい。

2) 漁民側の実情についての資料が不備であるのでその程度範囲が、検討できないが、漁民側の資料に基づいて検討を加えたい。

3) 排水の直接被害の点と長年月に亘る累積被害を考慮する必要がある。

新日窒工場排水経路



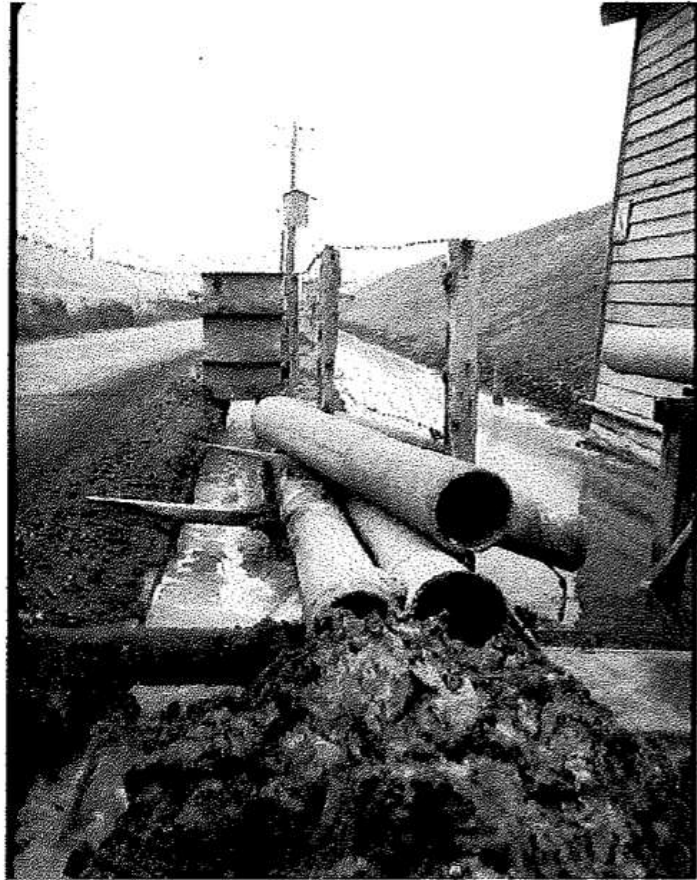
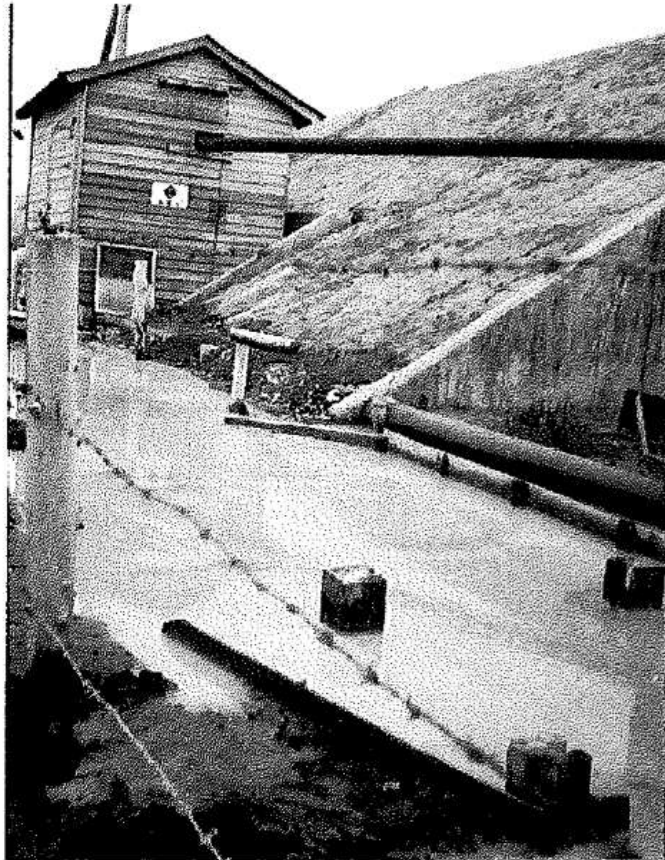
73 VV 25TRJ R51-1 71 RG-17 MAY 48 1100 G 8000 32.13N 130.24E

LINE 5188 1533



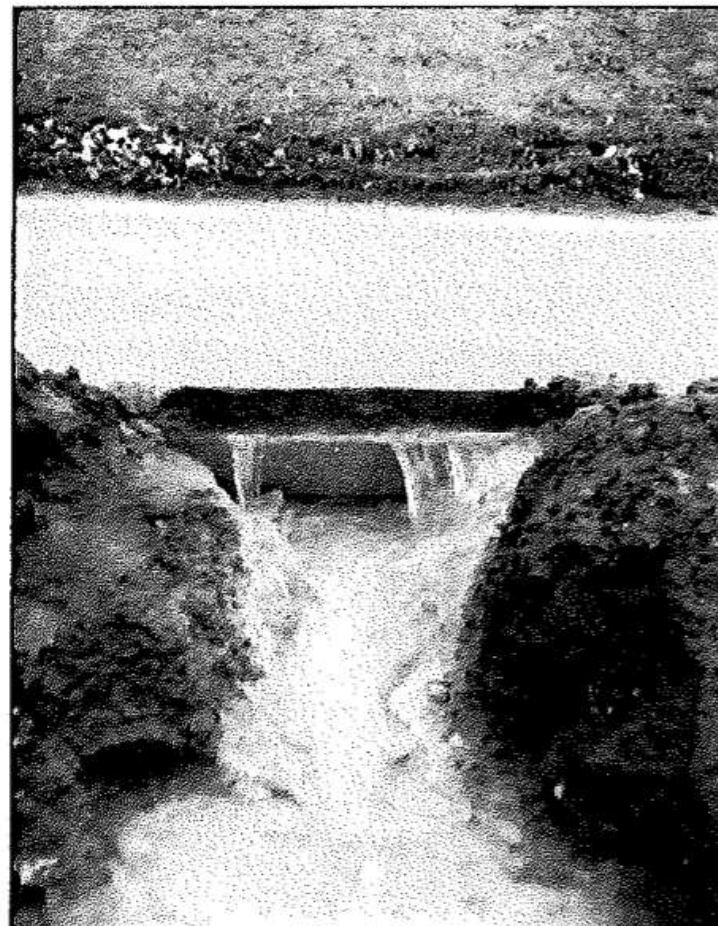
1948年5月17日撮影
提供 国土地理院

八幡残渣プール(昭和37~38年)



(新日窒労組資料)

八幡残渣プール (昭和37~38年)



(新日窒労組資料)

魚介類・鳥・ネコなどの異常

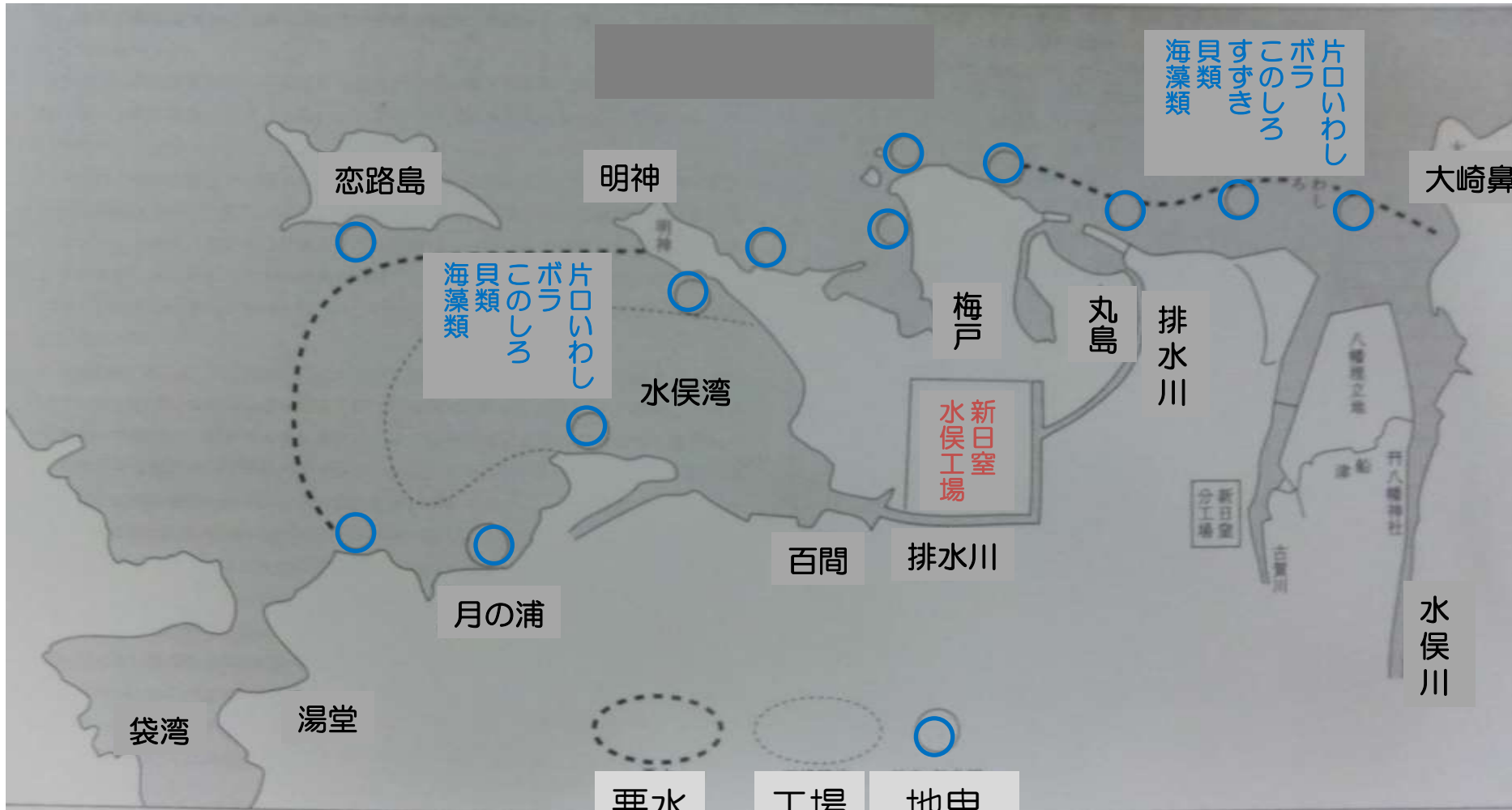
1949年～1957年

魚介類・鳥・ネコなどの異常①

	魚類	貝類	海草	鳥類	ネコ・豚
昭和 24 ～ 25 年	「まてがた」で、 カルワ、タコ、ス ズキが浮き出し、 手で拾えるように	百間排水口 付近に舟を つなぐと 「カキ」付 着せず	水俣湾内の 海草が白味 をおび、海 面に浮き出 す		
昭和 26 ～ 27 年	水俣湾内で、クロ ダイ、グチ、タイ、 スズキ、ガラカブ、 クサビなどが浮上	水俣湾内で、 アサリ、カ キ、カラス 貝、ビナ、 などの空殻 が増加	水俣湾のア オサ、テン グサ、アオ ノリ、ワカ メなどの色 褪せ、根切 れによる漂 流。1/3に 減少	湯堂、出月、 月浦などで、 カラスが落 下。アメド リを水竿で たたき捕獲 できるように	

参考資料：「水俣病にたいする企業の責任」水俣病研究会（1970年）

水俣地先略図



熊本県水産課水産係長・三好氏作成

「水俣病事件資料集 上巻」p81、水俣病研究会編（1996年）

工場
残渣

地曳
船曳網
網代



1948年5月17日撮影
提供 国土地理院

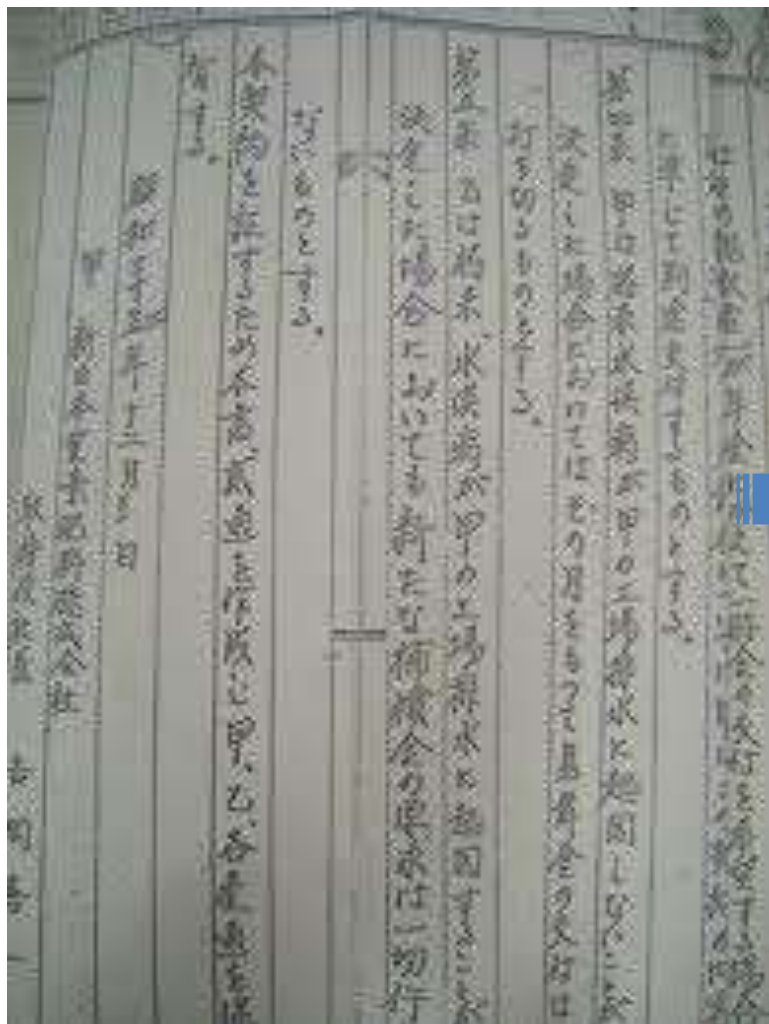
魚介類・鳥・ネコなどの異常②

	魚類	貝類	海草	鳥類	ネコ・豚
昭和 28 ～ 29 年	魚の浮上は、水俣湾内より南の、坪段、赤鼻、湯堂へと広がる。 ボラ、タイ、タチ、イカ、グチなど。湯堂湾で、アジ子が狂い回る。	水俣湾内より月浦海岸方面へ貝の死滅が広がる。鳥貝が育っても岸から1km以内は死滅。	海草漂流増加、被害著しい。	恋路島、出月、湯堂、茂道で落下など異常状態を示すもの増加。群がるカラスが方向を誤り海中に突入、岩に激突。	ネコ：28年、出月で1匹狂死。29年には、「まてがた」、明神、月浦、出月、湯堂などで狂死続出。 豚：出月、月浦で狂死。
昭和 30 ～ 32 年	魚の浮上は水俣川下流、大崎鼻、西湯見方面へも拡大。 タイ、スズキ、チヌ、ボラなど	死滅した貝類の腐敗臭で海岸は鼻をつくように。	食用海草は水俣湾一帯にかけ全滅。	数はさらに増加。	同地区でネコ狂い病はさらに増加。 飼ネコ、のらネコとも狂死、行方不明多数 ⁵⁵

「原因企業」の対応

- チッコ
- 附属病院長 細川一氏

水俣病事件：差別と犠牲のシステム③



見舞金契約
(1959年12月)

第四条 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする。

第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな補償金の要求は一切行なわないものとする。

「ネコ400号」(1959年)

原因企業チッソが出す工場排水そのものを与えられたネコは、実験開始から77日後の1959年10月6日に水俣病を発症：

チッソ付属病院 細川一院長

工場長

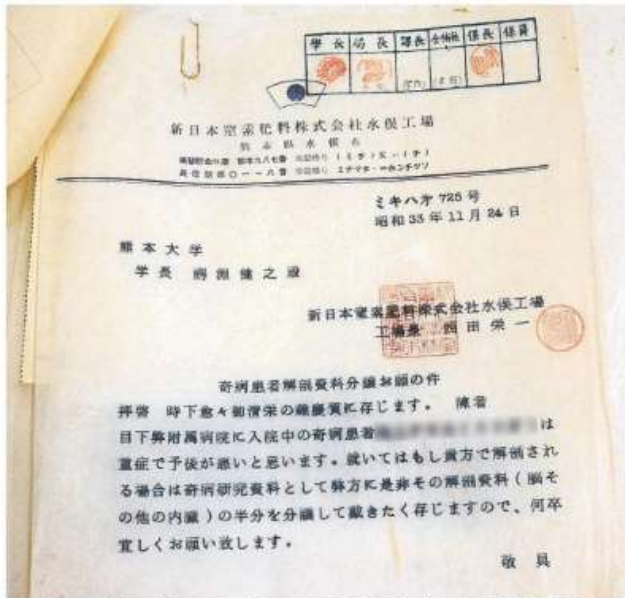
解剖患者の脳要求

水俣病

58年 チツソが熊本大に

水俣病の原因企業チツソ(当時は新日本窒素肥料)が1958年、原因究明を進める熊本大に対し、患者を解剖した場合に脳や内臓を研究資料として半分譲るよう求めていたことが、31日分かった。当時、同社の西田栄一水俣工場長が鰐淵健之学長にあてた文書が熊本学園大で見つかった。自社の工場排水に起因するかどうか調べる意図があったとみられる。

原因否定する狙いか



チツソ水俣工場の西田栄一工場長が熊本大の鰐淵健之学長にあてた文書(一部は加工してあります)=31日、熊本市中央区


水俣病の原因究明をめぐる経緯

1956年 5月	水俣病の発生を公式確認
11月	熊本大研究班が原因物質として重金属、侵入経路として魚介類が疑われると報告
1957年 3月	水俣保健所長が水俣湾産魚介類を猫に与える実験開始。1週間で最初の1例が発症
1959年 7月	チツソ付属病院の細川一院長が工場排水を猫に与える実験開始。10月に「400号」が発症
	熊本大研究班が「有機水銀説」を発表
1963年 2月	熊本大研究班が「原因物質はメチル水銀化合物」と発表
1968年 9月	政府が水俣病を公害認定。「原因はチツソ」との見解示す

文書は11月24日付。水俣市にあったチツソ村属病院に入院中の50代女性患者が重症で予後も悪いとして、死亡後に「貴方で解剖される場合は奇病研究資料として弊方に是非その解剖資料(脳その他の内臓)の半分を分譲して戴きたく存じます」と求めている。受け取った鰐淵学長らの決裁印も押されている。文書は、4月16日の熊本地震の本震で散ら

る。学園大水俣学研究センターによると、女性患者は翌月死亡。熊本大が遺体を解剖した。遺体の一部をチツソ側に譲ったかどうかは分からないという。水俣病の原因をめぐっては当時、熊本大の研究によってチツソの工場排水が疑われていたが、同社は否定。同センター長の花田昌宣教授は「熊本大以外の研究機関で重金属の残留濃度を調べるなどして、工場排水が原因でないことを裏付ける狙いがあったのではないかとみている。(石真謹也)

かった書庫を片付けていた職員が偶然見つけた。鰐淵学長は退任後、86年まで学園大の前身・熊本商科大の学長や理事長を務めており、文書はその際に持ち込まれたらしい。水俣病事件史に詳しい水俣病研究会の富樫貞夫代表(熊本大名誉教授)は「初めて聞く内容。詳しい理由を説明せず、まだくっきりしていない患者の解剖後の話をしている。人権無視も甚だしい」としている。(石真謹也)

學長	局長	課長	全権性	係長	係員
		(不在)	(不在)		

新日本窒素肥料株式会社水俣工場

熊本県水俣市
 熊野野金口 熊本九八七番 全宿路号 (ミ子)又ハ(子)
 長 電話 西〇一八番 受信路号 ミナマタ・ニホンチツ


ミキハチ 725 号
 昭和 33 年 11 月 24 日

熊本大学
 学長 野淵健之殿

新日本窒素肥料株式会社水俣工場
 工場長 西田 栄一



奇病患者解剖資料分譲依頼の件

拝啓 時下愈々御清栄の趣慶賀に存じます。 陳者
 目下弊附属病院に入院中の奇病患者  は
 重症で予後が悪いと思えます。就いてはもし貴方で解剖され
 る場合は奇病研究資料として弊方に是非その解剖資料(脳そ
 の他の内臓)の半分を分譲して戴きたく存じますので、何卒
 宜しくお願い致します。

敬 具

鰐淵健之先生のこと

- 明治27年1月22日生（福島県勝山市）
- 大正7年 東京帝国大学医科大学卒業
- 昭和23年 熊本医科大学学長
- 昭和25年 熊本大学初代学長
- 昭和36年 第三代熊本商科大学学長
- 昭和48年 第五代学校法人熊本学園理事長



黒髪小ハンセン病未感染児童の通学問題（昭29～30年）の解決、厚生省食品衛生調査会水俣病特別部会委員代表（昭34年）として水俣病問題に奔走。

未整理資料：「吉岡氏の常識を疑う。」鰐淵健之

吉岡氏は新窒株式会社社長である。・・・NHKテレビ「奇病のかげに」において、水俣病の原因は有機水銀化合物と発表されたが、それが新日窒水俣工場の廃水からであるとは思われない。・・・吉岡氏の常識を疑わざるを得ない。（昭和34年末頃）

立場上負わねばならない「責任」

- 原因企業チッソの工場長、付属病院長、労働組合
- 地元自治体（熊本県/水俣市）の長、担当者
- 地元/地元以外の教育/研究機関、医療機関
- 地元メディア（新聞、テレビ）
- 地元住民
-
-

「失敗の経験」を将来に活かす

水俣病事件に向き合う中で、2011年3月11日の福島第一原発事故を経験し、また、同時に、国内外の環境被害（公害被害/健康被害）と直面する現場に足を運ぶ中で、今あらためて強く感じること

⇒ 地域の自立的発展に必要な4つの視点

地域の自立的発展に向けた4つの視点

1. 「予防原則」に基づいた初期対応の重要性を再確認する

→ 「健康被害が顕在化してからでは遅い」

(原田正純)

水俣病事件の初期対応をめぐる問題点：

- ①自然界の異変を軽視 (チッソ・熊本県・国)
- ②ネコ実験の結果を隠ぺい/黙認 (チッソ・熊本県・国)
- ③食品衛生法の不適用 (熊本県・国)
- ④本人申請主義 (熊本県・国)

⇒ 坂東克彦氏 (2014年度水俣学講義 第8回)

地域の自立的発展に向けた4つの視点

2. 中央（国）と周縁部（地方） という構造の存在

キーワードは、「見下し」 / 「植民地化」

現状：「中央」から見下された「地方」に、「差別と犠牲」が押しつけられている

⇒地域の内発的な発展（「地域力」の醸成）を阻害する近代化（開発と工業化）

事例として、

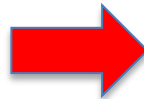
マプタプット工業団地（タイ）

ティラワやダウェイの大規模開発（ミャンマー）

水俣、福島、沖縄（日本）

ティラワ経済特区（ミャンマー）

- ・ヤンゴン中心市街地から南東約23kmに位置するティラワ地区約2,400ヘクタール（ha）に、製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業で、早期開発区域 400 haでは、日本・ミャンマー合弁（日本49%、ミャンマー51%）の開発事業体が2013年11月から工事を開始。
- ・開発予定地に暮らす住民に対しては、2012年12月、口頭でかつ一方的に立ち退きが知らされ、続いて「14日以内の立ち退き、立ち退かない場合には30日間拘禁」と記された書面が配布。
- ・早期開発区域の着工に伴い、すでに68世帯（約300人）が移転地での生活を余儀なくされ、生計手段の喪失や移転先の住環境の劣化など、深刻な環境社会影響・人権侵害が問題となっている。



地図+写真 地図



2016/02/22 18:06



2016/02/22 18:07



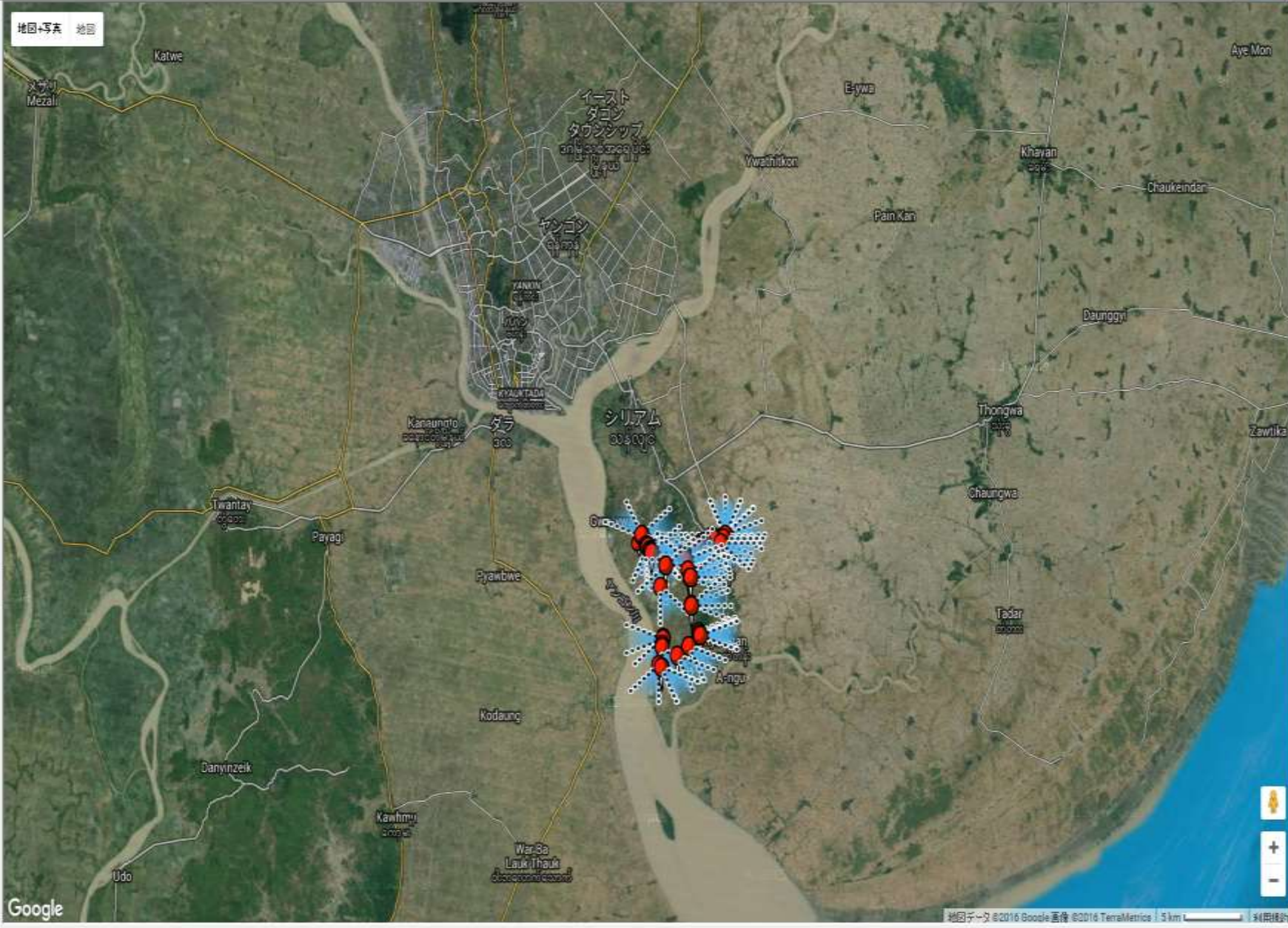
2016/02/22 18:08



2016/02/22 18:08



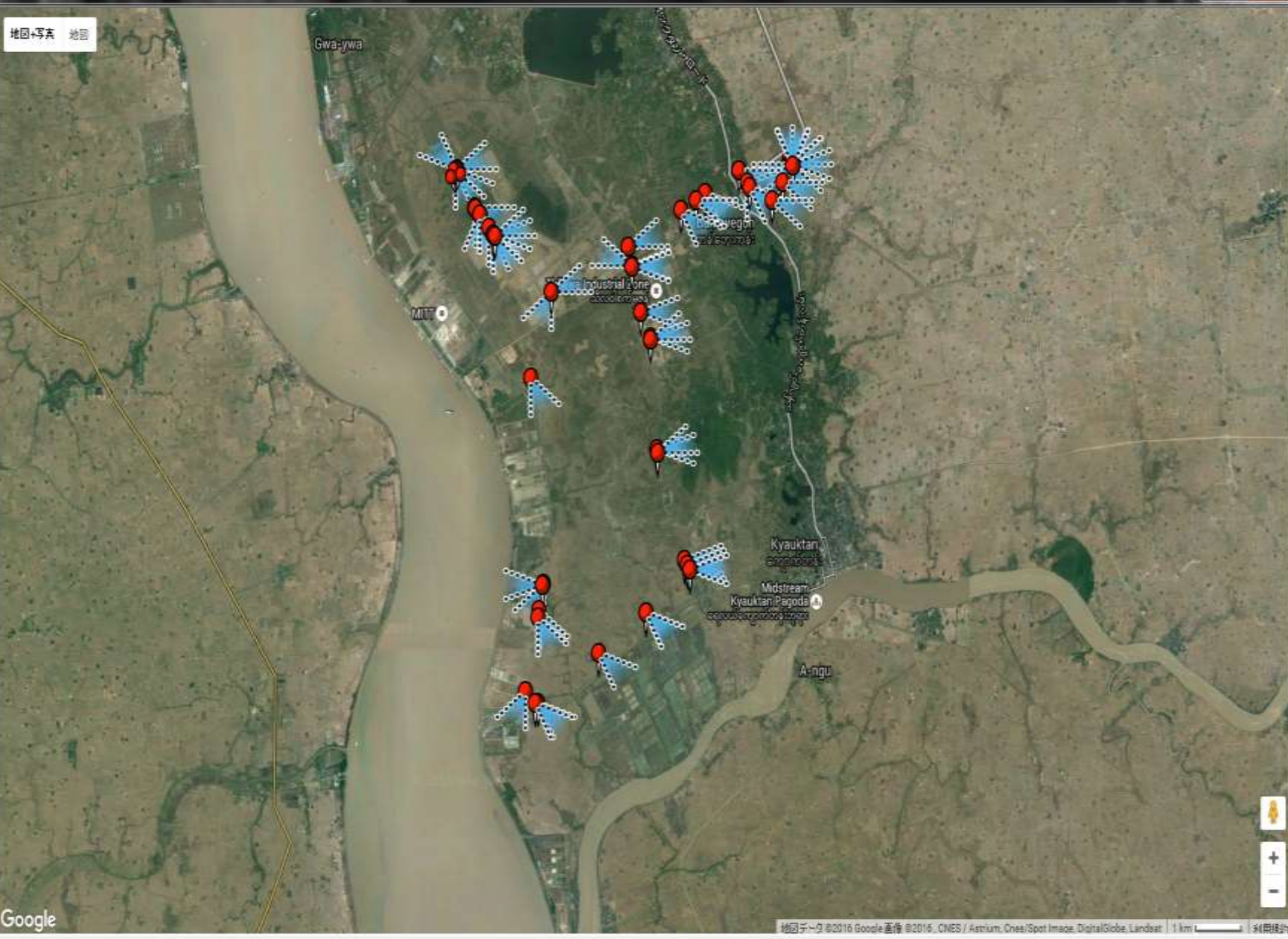
2016/02/22 18:09








Google

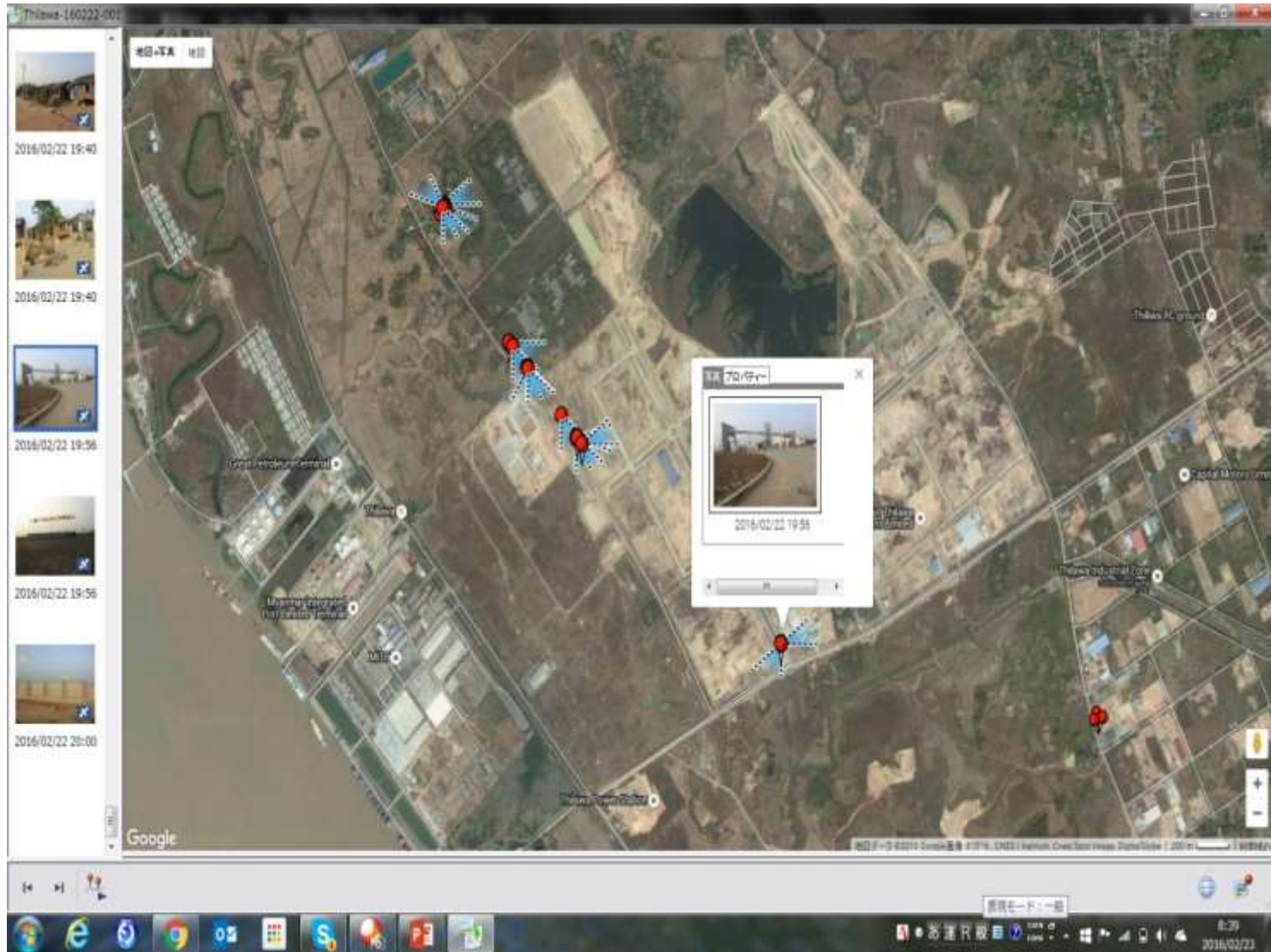
地図データ ©2016 Google 画像 ©2016 TerraMetrics 5 km 利用規約



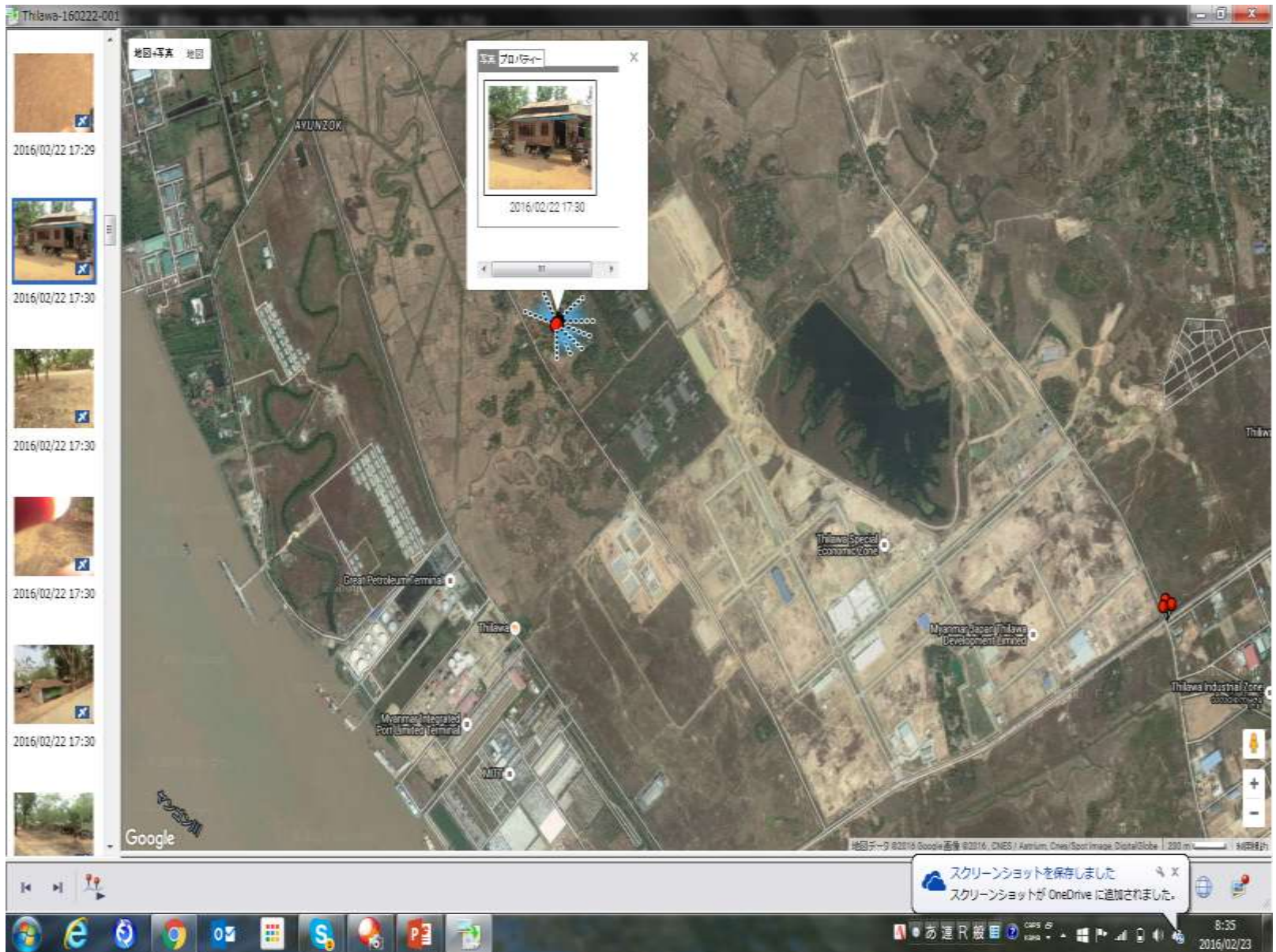


-  2016/02/22 18:06
-  2016/02/22 18:07
-  2016/02/22 18:08
-  2016/02/22 18:08
-  2016/02/22 18:09

第1期開発区域(400ha)



第1期開発区域(400ha)



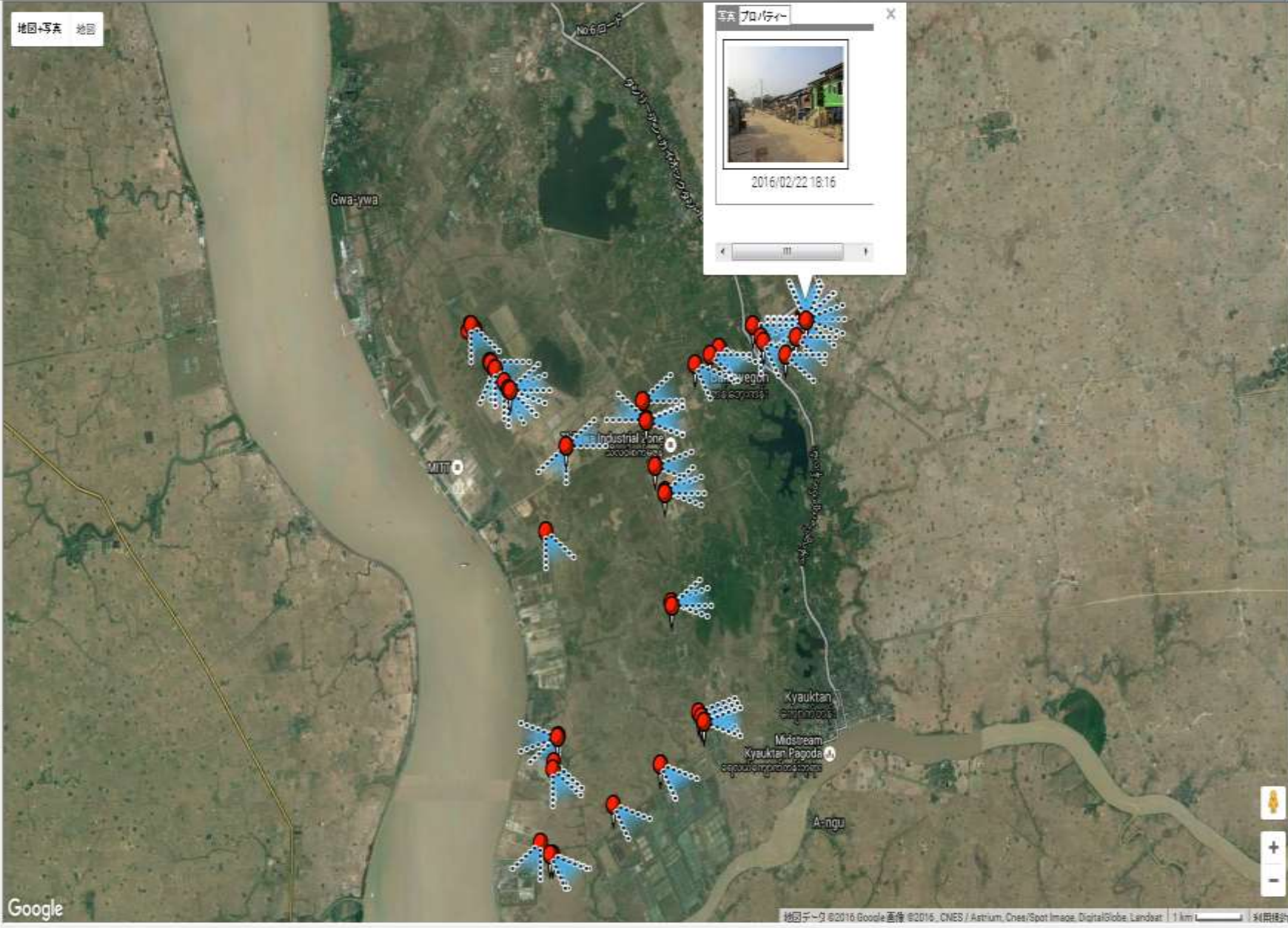


地図+写真 地図

写真 プロバイダー

2016/02/22 18:16

- 2016/02/22 18:14
- 2016/02/22 18:15
- 2016/02/22 18:15
- 2016/02/22 18:15
- 2016/02/22 18:16
- 2016/02/22 18:16



Google

地图-写真 地图



2016/02/22 19:39



2016/02/22 19:39



2016/02/22 19:39



2016/02/22 19:40



2016/02/22 19:40



Re-settlement site 68 household

Google

地图-写真 ©2016 Google 图像 ©2016 CNES / Airium, DigitalGlobe / 20 m 利用規約

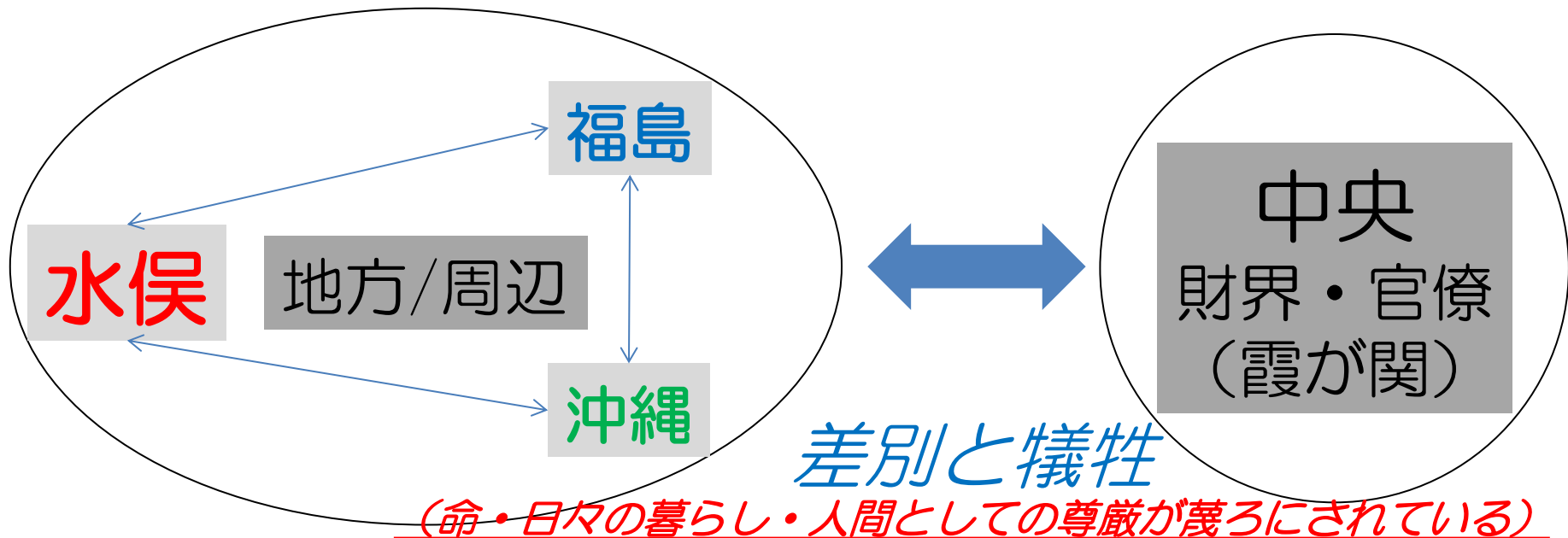








差別と犠牲：地方/周辺と国/中央



地域のコントロール

(企業城下町/基地依存)

国策

- 労働者/住民の「人権」と「命」よりも経済を優先する産業政策
- 大規模集中と地域独占のエネルギー政策（「原子力安全神話」）
- アメリカにももの言えない安全保障政策

今、私たちに求められていることは？

- ①地域の風土・歴史・文化に根ざした地域固有の解決策（地域のあり方）を見出し、
- ②それを外に開き、グローバルに共有することによって、
- ③一つひとつの、ひとり一人の命の尊厳が保たれる社会の実現に粘り強く取り組んでいくこと。

Think Locally, Act Locally & Globally !

3. 新たな民主主義の確立

現状：社会的合意形成の「仕組み」をどう作り上げるかという課題に対する様々な試み

- 様々な利害関係者の交流、相互理解、合意形成の場としての「円卓会議」や「プラットフォーム」 ⇒ 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム（潤滑油としての水俣学現地研究センター）

- 情報共有と対話、論点整理、社会的発信のツールとしての「リスクコミュニケーション」

- ⇒ マプタプット問題 ” 工業団地と地域の共存 ” をテーマとして

4. 地域固有の資源を地域で活用する

現状：自然に寄り添うようにして生きてきた人々が、最初に、しかも、最も深刻な犠牲を引き受け生活している。⇒ 「公害のあるところに差別が生まれるのではなく、差別や偏見のあるところに公害が起きる」（原田正純）

・地域の資源としての太陽光、水、風、土、鉱物、森林、川/海などの自然資本の活用を地域住民の手で行うことによって、地域の持続可能性を、「環境」、「地域経済」、「社会的公正」の3つの側面から高めて行くこと

⇒ 森下直紀氏（2014年度水俣学講義 第13回）
“コモンスの管理が機能する条件”

まとめ

今、私たちに強く求められているのは？

地域固有のローカルな問題に 向き合い、解決策を見出す

- ✓ 当事者主体の内発的な取り組み
- ✓ 多様な主体/利害関係者の関与
- ✓ 社会的困難に向かう国内外の地域間の連携/連帯
- ✓ 水俣病事件や3・11に象徴されるこれまでの「社会・経済システム」との決別し、
将来を自らの意思で「選び取る」

水俣病事件60年の「責任」と「償い」

- 水俣病における加害責任、歴史の検証
 - 水俣病患者/被害市民の参加を保証
- 健康被害・環境破壊の全体像の把握
 - 不知火海沿岸住民の健康調査・環境調査
- 水俣病患者への補償と医療/福祉
 - すべての患者・被害者への補償の完遂
- 「汚染サイト」の評価・管理・修復
 - 水俣条約と水俣湾埋立地
- 失敗の経験を活かした、内発的な地域の再構築の取り組みを尊重する
 - 環境省主導の「環境首都みなまた」創造事業の見直し

資料

チツソという会社の歴史

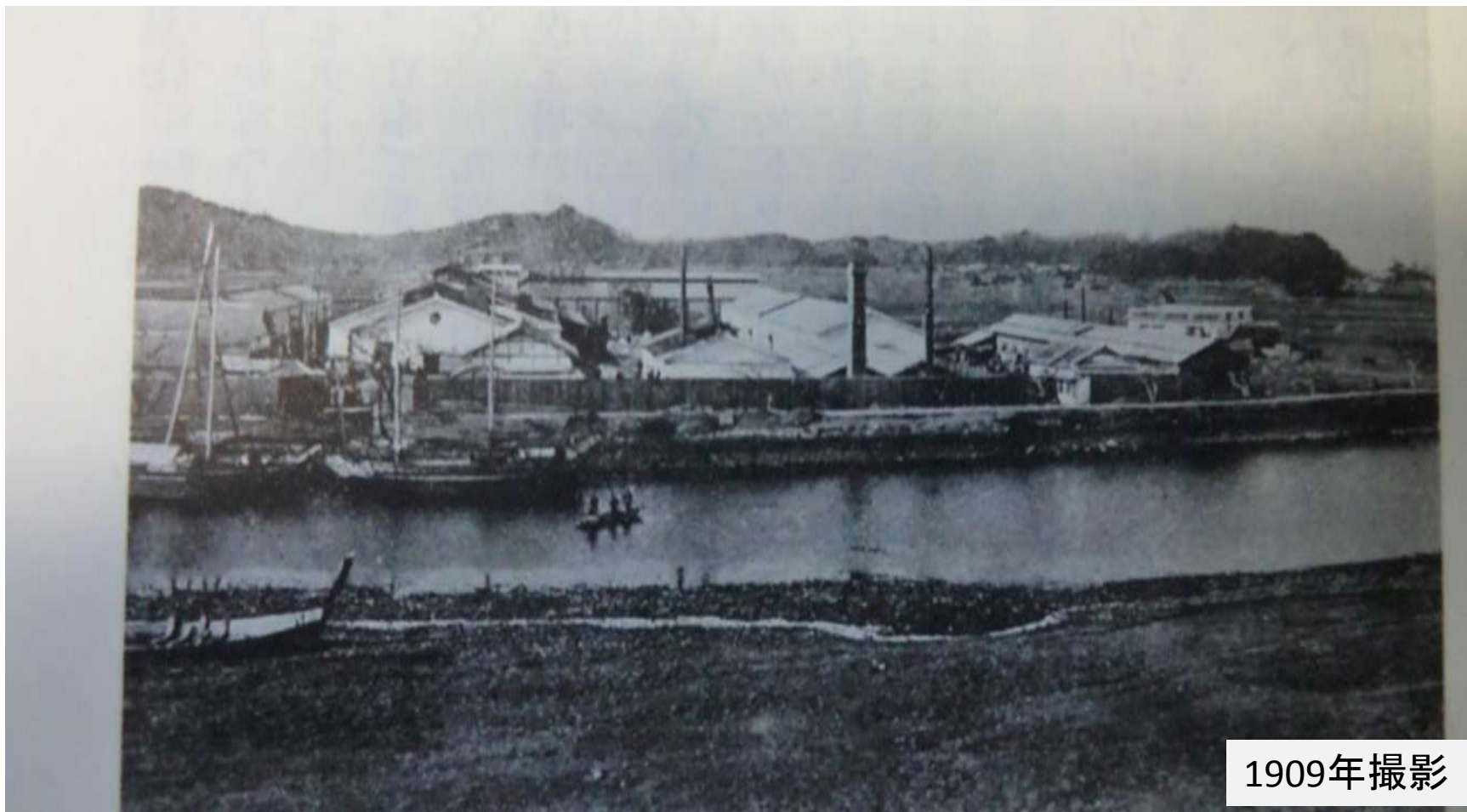
曾木発電所



(1906年～)



旧工場（日本カーバイト商会→日本窒素肥料）



1909年撮影

1908年、水俣村に建設されたカーバイト工場（NHKスペシャル戦後50年その時日本は第3巻）

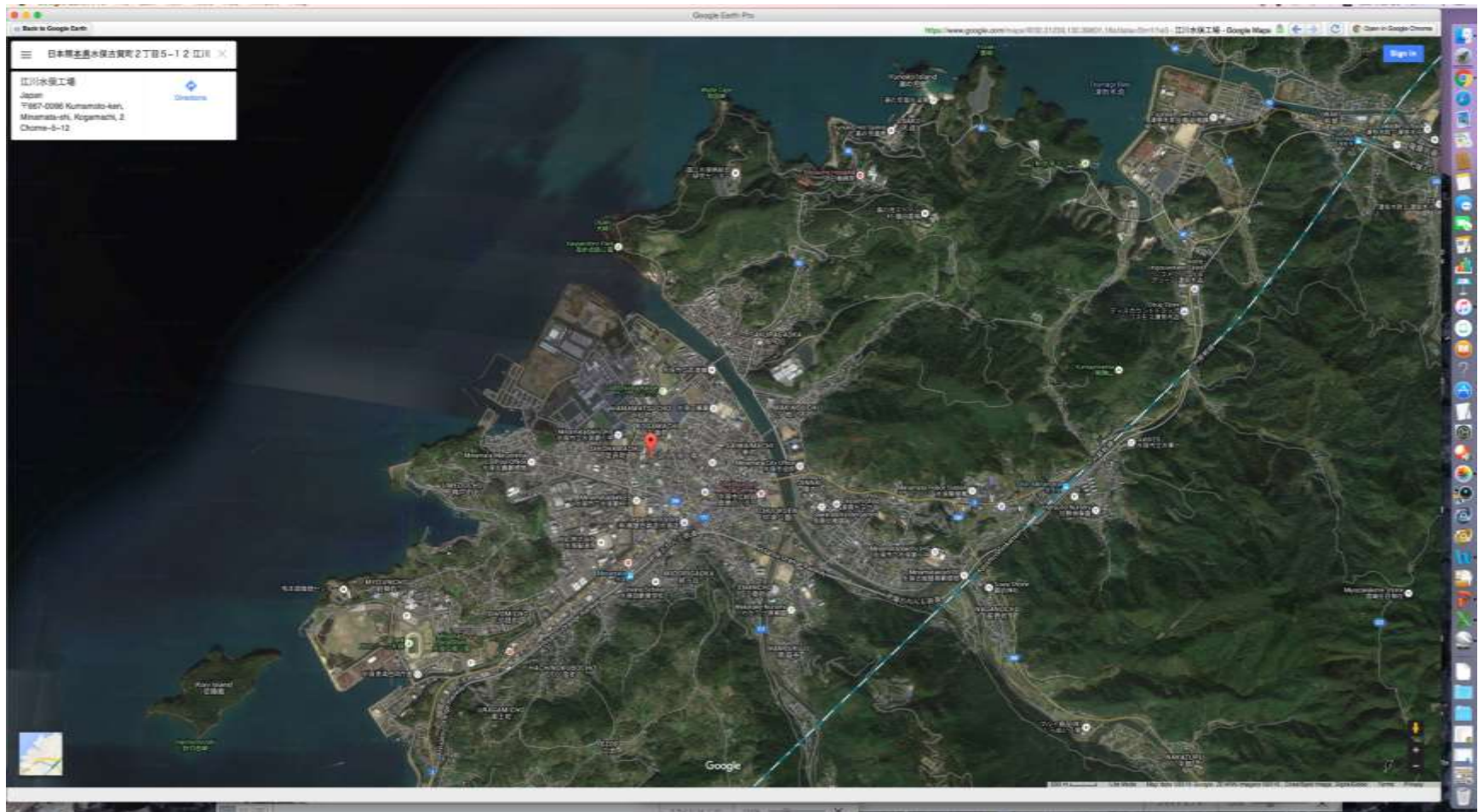
「水俣村の人口は当時1万3千人ぐらい、古賀町は5、60戸で400人ほどの部落だったそうです。」
（水俣市教育委員会「郷土みなまた」（1957年））



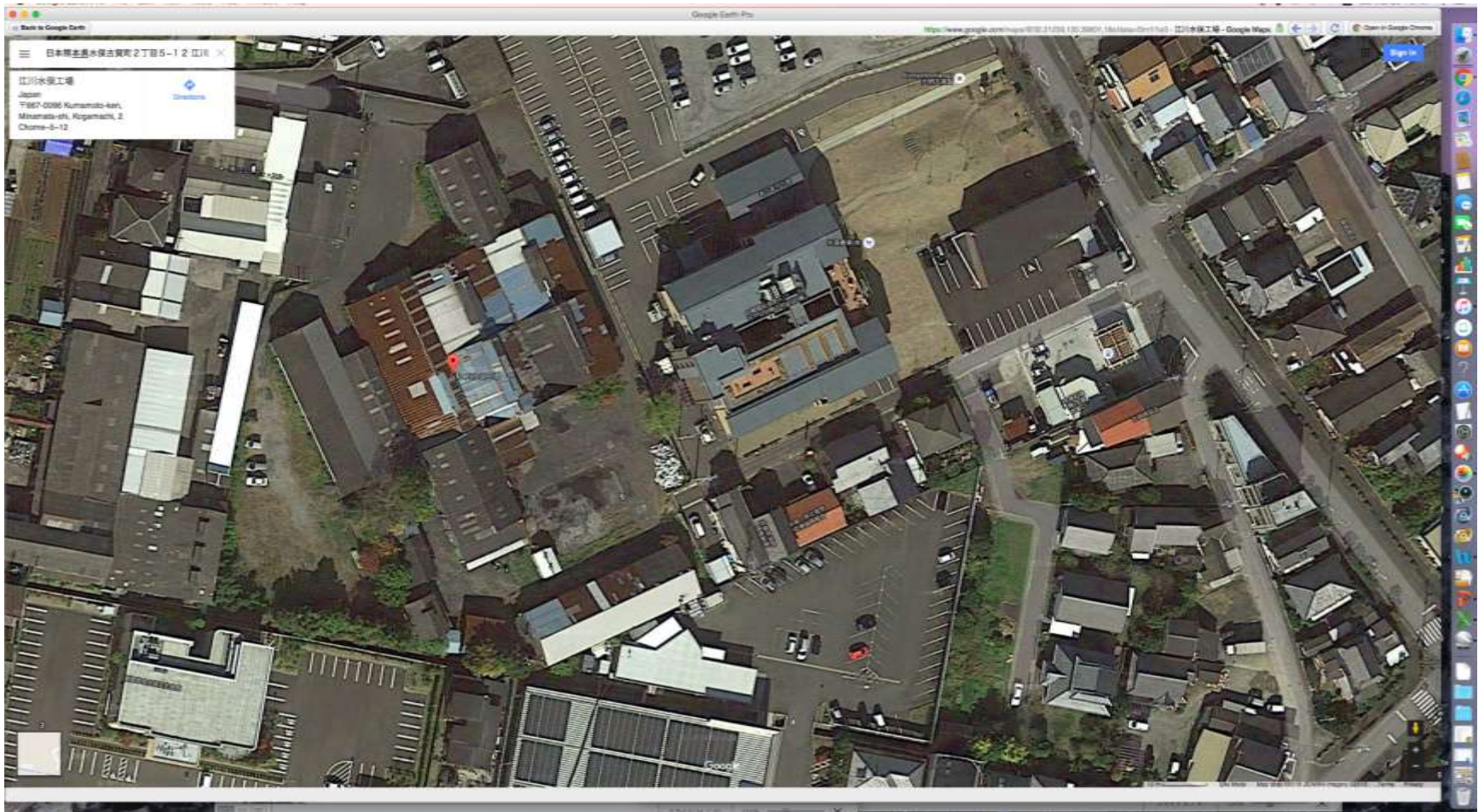
明治期の水俣川の流路

明治34年測図明治36年製版大日本帝国陸地測量部「水俣」
昭和40年測量平成2年修正測量平成3年発行国土地理院
「水俣」より作成

旧工場(現・江川水俣工場)



旧工場(現・江川水俣工場)



旧工場（日本カーバイト商会→日本窒素肥料）



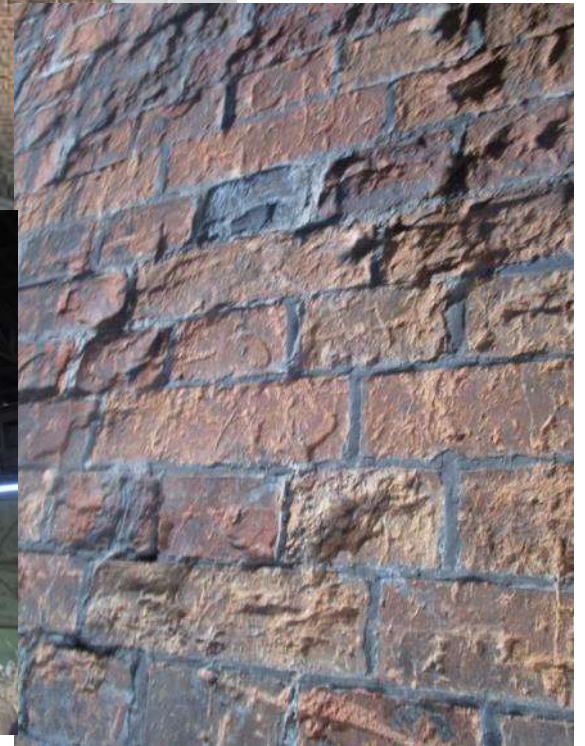
(1908年)

写真 <http://www.tanken.com/tisso.html>



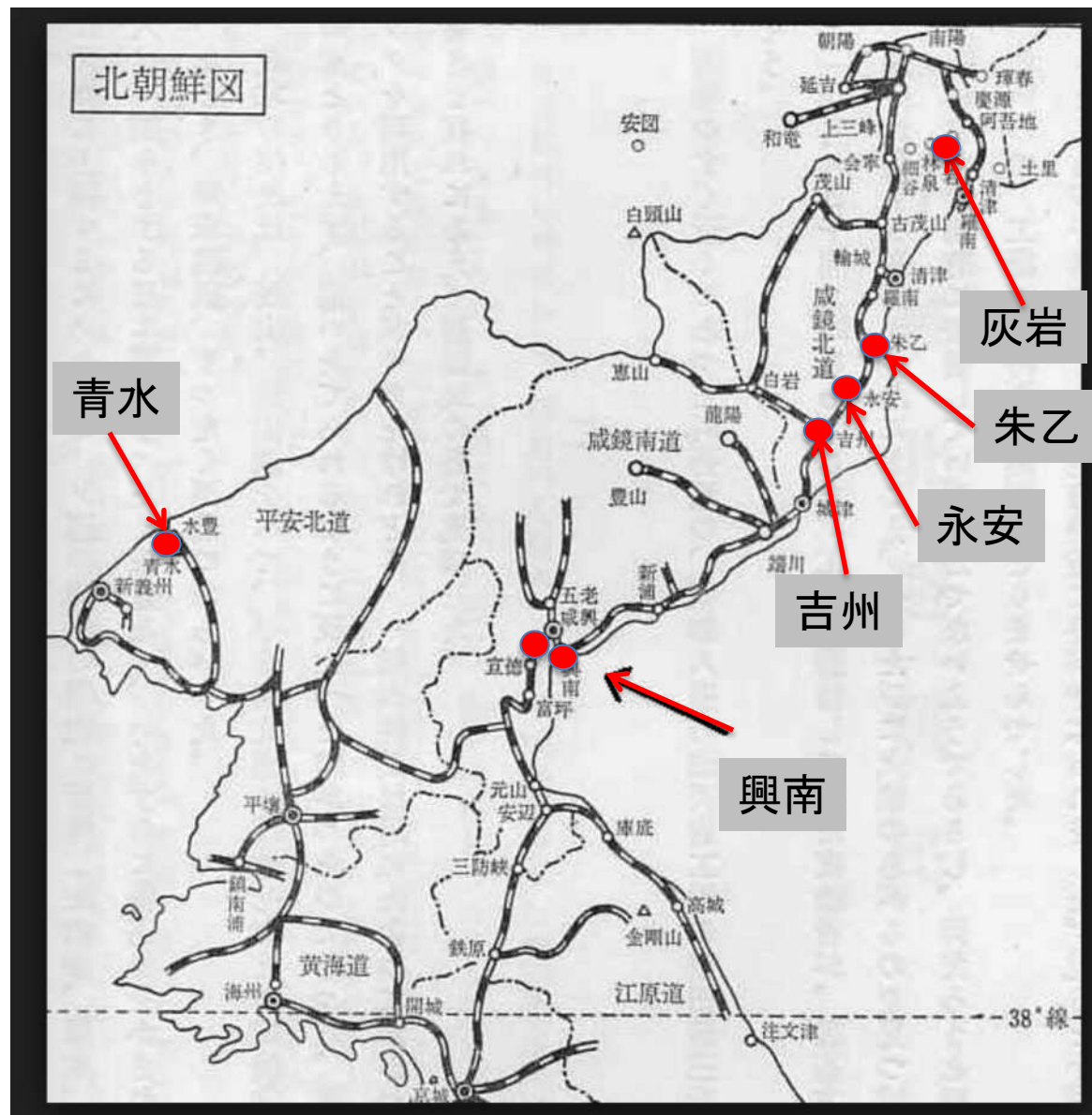
(2015年11月)

写真 <http://keiyo-labo.dreamlog.jp/archives/2055202.html>



北朝鮮の日本窒素肥料

大正13年(1924) 朝鮮進出を決定
大正14年(1925) 水力発電に着手
昭和2年(1927) 朝鮮窒素株式会社設立



野口ニシテエルンを視る 春日特派員

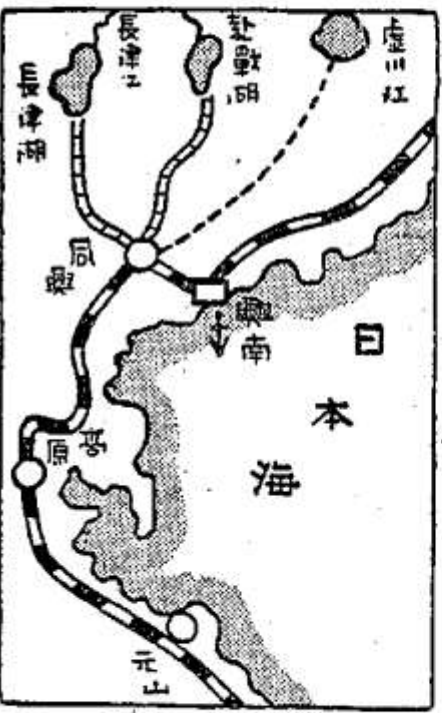
朝鮮の野口か 野口の朝鮮か

① 北鮮に君臨する新興財閥

北鮮が厥給産業の礎を築いて近代化学工業の巨大な手に握みあげられたのは未ださう古い昔のことではない、大正の末期に於て日本企業家が當時一億二千五百萬圓に上る巨大資本を投下して、開墾の第一歩を踏み出してからのことである。日露の社長野口退氏は九州延岡及び水俣の工場を築き、開墾してその資本と技術と労働力を北鮮開墾鐵道の一海村興安に移植し始めたのであつた。時恰も朝鮮は原始産業より近代工業への移行期、舊府の地政漸く行はれて開墾は大に開墾すべし、開墾されざるべからずの氣が熾つた時期、總督府も亦この日露の進出に對し援助を惜しまず、大歓迎の中に日露の子会社朝鮮肥料株式會社は資本金一千萬圓で風々の聲を興南に掲げたのであつた、その事業はいはずとも知れた「大王野口の意志」として朝鮮肥料株式會社「大王野口」の規模たるやドインメルゼブルと會社に

① 北鮮に君臨する新興財閥

但か勿論この巨大なる硫安を生産する動力を何によつて求むるか其處に又未曾有な水力發電計畫が生み出され、北鮮の厚根に源を發し、鴨綠江を経て黄海に注ぐ雄偉な朝鮮を持つ鴨川を堰き止めて逆流せしめ、日本海に注がしめてその落差によつて水力電氣が生れたのである。第一期の工事は鴨綠江に第二は長津江にそして第三は鴨川



斯くてかゝる強力な電氣による動力は送電線により三十里の距離を克服して興南へ、此處において工場を結合して年産六十萬噸の硫安その他各肥料の生産が開始されたが、この餘剰動力は各種化学工

1944年(昭和19年)
「従業員 約8万人のうち3分の2以上が朝鮮で働いていた。」(熊日 160224)

日本窒素興南工場

1928年～



「敗戦で海外資産の全てを失い、水俣工場は大量の引き揚げ者を受け入れた。」(熊日 160224)

久我メモ

「もっと地元を騒がせよ」

チッソ県債 実現の経緯記録

元副社長メモ 矢作正 元浦和大教授 准教授 発見

官僚ら生々しい発言

水俣病 60年

水俣病の原因企業チッソの経緯を研究している元浦和大教授の矢作正さん(65)が東京都目黒区から日までに、同社を救済するチッソ県債の実現するまでの経緯を記録した同社幹部のメモを明らかにした。政治家や官僚の生々しい発言が残されている。



熊本県のチッソ県債発行を開始。関係者らと矢作正氏(左)と熊本県債社長(右)とが1977年、県庁



矢作正さん

幹部は1977年、89年にチッソ副社長を務めた。2008年に岡崎で亡くなった久我正一氏、東京本社資料室への入室を許された矢作さんがメモを発見し、書き写した。

チッソは78年、水俣病1次訴訟で敗訴後、患者への補償金の支払が激増。国や県に公的支援を働きかけた。メモは「補償金償還実現の経緯」という題名に続いて「平成5年3月、久我」と記され、矢作さんは「89年の政府解決策を前に、経緯

をまとめたのではないかとみている。

メモによると、77年8月には浦和正彦・内閣府副大臣官が「財政支援は一般企業救済では大義名分がない。坂田(道夫)代議士をかついで」と矢作に頼み、1月には浦和正彦・元環境事務次官が「水俣市の存続に関わるとして社会問題化させない」と発言。影響下にある市民を巻き込むようチッソに促していた。

清水江・内閣審議室長らは78年1月、補償協定を締結した当時の患者と、環境庁が新たな協定基準を示した71年以降の患者を同列に扱うことを意見。矢作さんは「補償協定の改定。あるいは破棄をせよ。今のままではザルに水を注ぐがごとしだ」とチッソに注文した。

久我氏のメモについてはチッソ総務部が秘密と主張し、矢作さんには「何も申し上げる」として拒否された。矢作さんによると、(行書体)

熊日 2017.1.6

1973年 水俣病一時訴訟でチッソ敗訴
→患者への補償金支払い激増

1978年 「保障協定の改定、あるいは破棄をせよ」、
「今のままではザルに水を注ぐがごとしだ」
(清水・内閣審議室長らがチッソに注文)



チッソ救済「何のため」問う

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

元副社長メモ 水俣病研究会で報告

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

「患者救済 隠れ蓑か」 補償実現に奔走した川本氏の長男



川本、メモを出して、水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。

水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。水俣病研究会がチッソへの救済を求めた。